

第2次玉名市総合計画
後期基本計画（案）

目次

第1章	基本目標1	自然と暮らしを守る ふるさとづくり	1
第1節	主要施策1	自然環境の保全	2
第2節	主要施策2	環境保全への意識啓発	4
第3節	主要施策3	循環型社会の形成	6
第4節	主要施策4	安心・安全なまちづくりの推進	7
第2章	基本目標2	人と文化を育む 地域づくり	10
第1節	主要施策1	学校教育の充実	11
第2節	主要施策2	生涯学習の充実	15
第3節	主要施策3	スポーツ活動の充実	17
第4節	主要施策4	文化・芸術の振興	19
第5節	主要施策5	国際交流の推進	22
第6節	主要施策6	高校・大学を生かしたまちづくりの推進	24
第3章	基本目標3	賑わいと活力ある 産業づくり	25
第1節	主要施策1	農林業の振興	26
第2節	主要施策2	水産業の振興	28
第3節	主要施策3	商工業の振興	29
第4節	主要施策4	観光・物産プロモーションの推進	32
第4章	基本目標4	便利で快適な 都市づくり	35
第1節	主要施策1	道路交通体系の整備	36
第2節	主要施策2	公共交通の維持・充実	38
第3節	主要施策3	住環境の整備・充実	40
第4節	主要施策4	景観まちづくりの推進	42
第5節	主要施策5	水道・下水道等の整備	43
第6節	主要施策6	情報・通信基盤の整備	44
第5章	基本目標5	健康で安心な 福祉づくり	45
第1節	主要施策1	健康づくりの推進	46
第2節	主要施策2	子育て支援の充実	49
第3節	主要施策3	地域福祉の充実	51
第4節	主要施策4	医療保険制度の維持	54
第6章	基本目標6	公平で誇りの持てる 社会づくり	55

第1節	主要施策1	協働のまちづくりの推進.....	56
第2節	主要施策2	人権啓発の推進.....	58
第3節	主要施策3	男女共同参画社会の推進.....	59
第7章	基本目標7	健全な行政運営.....	60
第1節	主要施策1	情報公開の推進.....	61
第2節	主要施策2	情報資産の適正管理.....	63
第3節	主要施策3	行財政運営の効率化.....	64
第4節	主要施策4	広域連携の推進.....	68

第1章 基本目標1 自然と暮らしを守る ふるさとづくり

第1節 主要施策1 自然環境の保全

- (1) 地下水の保全
- (2) 河川環境の保全
- (3) 沿岸環境の保全
- (4) 森林環境の保全

第2節 主要施策2 環境保全への意識啓発

- (1) 環境保全意識の向上
- (2) 環境保全活動の支援
- (3) 公害の防止
- (4) 温暖化の防止

第3節 主要施策3 循環型社会の形成

- (1) ごみ分別収集の推進
- (2) 循環型社会システムの構築
- (3) 不法投棄の監視強化

第4節 主要施策4 安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 防災体制の強化
- (2) 治山・治水の強化
- (3) 交通安全対策の強化
- (4) 防犯対策の強化
- (5) 空家対策の強化
- (6) 消費者保護の強化

基本目標1で取り組む内容を
紹介するにゃん



第1節 主要施策1 自然環境の保全

現状と課題

本市は、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けています。以前は、生活排水や汚濁物質の排水により、河川などの自然浄化作用が低下していたものが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、定期的実施している河川の水質検査結果では、良好な水質に回復しています。また、市民の河川環境の保全に対する関心も高く、今後も良好な水質を維持するため、菊池川流域同盟の活動支援を継続するとともに、河川環境保全の必要性、重要性を引き続き啓発する必要があります。

また、集中豪雨が多発する中、海や海岸線にごみ等が漂着し、漁業環境や景観を悪化させています。これらを良好なものとするためには、漂流物の発生を抑制し、清掃・美化活動に取り組む必要があります。

さらに、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となります。荒廃した森林の機能を回復させるためには、長い年月を要し、様々な影響を及ぼします。森林は、生態系の維持、土砂災害の防止、水源のかん養など多面的機能を有しているため、適切に保全する必要があります。

主要施策の概要

(1) 地下水の保全

- ・豊富で良質な地下水を保全するため、県と連携し、引き続き地下水の採取量調査や定期モニタリング水質調査を実施し、健全な地下水の保全のため継続して取り組みます。

(2) 河川環境の保全

- ・河川環境を保全するため、市及び菊池川流域同盟が実施している水質調査や清掃事業、水援隊事業、「菊池川の日」事業などの活動を支援します。
- ・河川環境保全を啓発するため、環境保全につながる活動などをインターネット等のメディアを通じ、情報発信します。
- ・水質浄化への意識を高めるため、イベントを通じた市民への環境学習や、広報紙等を用いた家庭への意識啓発などを実施します。
- ・河川などの自浄作用や美しい景観を維持するため、市民に対し、生活排水路の清掃活動等への定期的な参加を促進します。

(3) 沿岸環境の保全

- ・有明海の環境を保全するため、県等と連携し、海面、海岸、河川におけるごみ等の投棄の防止に努め、漁業環境や美しい景観を維持します。また、ボランティア団体等の清掃・美化活動を支援します。

(4) 森林環境の保全

- ・森林は、生態系の維持、災害の防止、地下水かん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供など多面的機能を有しているため、開発との調和を図るとともに、無届の開発や無秩序な伐採の防止に努めます。

第2節 主要施策2 環境保全への意識啓発

現状と課題

本市では、平成26(2014)年3月に、良好で快適な環境の保全と創造に関する基本理念を定めた「玉名市環境基本条例」と、環境分野における総合的な計画である「玉名市環境基本計画」を策定しました。今後は、環境基本条例の周知と、環境基本計画において定めている環境行動指針に基づき、市民一人一人、企業、事業所の環境保全意識の向上を図り、行動に結び付ける必要があります。

環境保全活動に取り組む団体について、随時、ホームページなどで紹介するとともに、補助金等を交付し、その活動を支援しています。引き続き、市民の環境づくりへの積極的な参画を促す必要があります。

市民の生活環境を脅かす悪臭、騒音、振動などの公害に対する苦情や事故については、適切に対応し、その解決を図っています。今後も、速やかな情報収集に努め、迅速に対応し、不安を解消する必要があります。

地球温暖化の防止に向けて、市役所全体の取組として温室効果ガスの排出量を取りまとめ、率先して削減に努めています。今後は、市関連施設等についても温室効果ガスの排出量の削減を図る必要があります。新たに購入する公用車は、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス車などの導入を進めており、環境負荷の低減に向け、今後も導入を進める必要があります。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図り、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。

主要施策の概要

(1) 環境保全意識の向上

- ・「玉名市環境基本計画」に基づき、環境行動チェックリストを活用し、市民や事業者などの環境保全意識の向上を図ります。
- ・環境保全意識を高めるため、ホームページ等を活用した情報発信により、家庭等におけるグリーン購入やリサイクル活動を促進します。
- ・エコ活動への関心を高め参画の機会を拡大するため、エコ活動に取り組む事業者を支援します。

(2) 環境保全活動の支援

- ・環境保全活動の推進母体となる市民グループやNPOなどを広報紙やホームページ等で紹介し、継続的な環境保全活動に取り組めるよう支援します。

(3) 公害の防止

- ・公害に対する市民の不安を解消するため、苦情申立てがあった場合は、直ちに情報把握を行い、迅速な対応に努めます。

(4) 温暖化の防止

- ・地球温暖化を抑制するため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ・公共事業等での再生可能エネルギーの導入と省エネルギーへの取組を強化するため、環境に配慮した機材や設備を用いた施工に努めます。
- ・環境負荷の低減に向け、新たに購入する公用車は、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス車などの導入を進めます。
- ・家庭で取り組める地球温暖化の防止につながる活動をホームページ等で紹介し、市民意識の向上を促進します。

第3節 主要施策3 循環型社会の形成

現状と課題

本市の家庭ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移していますが、事業所ごみの排出量は増加傾向にあります。これまで、ごみの減量化に向けて、広報紙やホームページでの記事掲載や、ごみカレンダーや啓発チラシなどを配布し、分別意識の徹底に努めてきました。今後も、ごみ分別、環境美化などの意識啓発をさらに促し、廃棄物のリデュース（ごみの排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の、いわゆる3Rの適正な処分を推進し、環境負荷の低減に向けた循環型社会の実現を図る必要があります。

また、パトロール等の実施により、不法投棄の発見と発生抑止に努めており、今後も、市民意識の啓発を促すとともに、不法投棄を発生させない環境づくりを進める必要があります。

主要施策の概要

（1）ごみ分別収集の推進

- ・ごみ出しカレンダーやごみ分け早見表、啓発チラシ等を配布することで、ごみ分別の意識を高めるための取組を継続して行います。また、生ごみ処理機等の購入費の一部を補助することでごみの減量化を継続して推進します。
- ・資源ごみを効率的に回収するため、コンテナ回収の実施地区の維持、拡大に努めます。

（2）循環型社会システムの構築

- ・循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物の3Rの取組について広報紙やホームページなどを活用し、環境負荷の低減に向けた取組意識の啓発を推進します。

（3）不法投棄の監視強化

- ・家庭ごみや産業廃棄物などの不法投棄を防ぐため、関係機関と連携し、パトロール等巡回の強化に努めるとともに、環境美化活動への参加を促進します。

第4節 主要施策4 安心・安全なまちづくりの推進

現状と課題

近年では、平成28（2016）年熊本地震や令和2（2020）年7月豪雨により、多数の死傷者や甚大な被害が発生しました。また、全国各地でも地震等の自然災害や局所的な水害等が多発しています。このような中、防災関係機関や民間事業者との協力体制のもと、「玉名市地域防災計画」に基づく防災行政を総合的かつ計画的に推進しています。今後は、大規模災害対策や、防災・減災対策の更なる充実に向け、県内外の防災関係機関や民間事業者との協力体制を強化する必要があります。また、災害の複雑化や多様化に対応するため、より一層の消防力強化を図るとともに、消防活動を迅速かつ確実に実施できるよう消防団員を確保し、活動の充実に取り組む必要があります。

自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の実施や防災活動のための資機材支援など自主防災組織の育成強化を図っています。今後とも、地域の防災力を強化するため、日頃から市民の防災・減災意識を高めるとともに、災害時に自主防災組織等の役割が十分に発揮できるよう、訓練を重ねていく必要があります。

国民保護法の施行に伴い、平成19（2007）年3月に「玉名市国民保護計画」を策定し、武力攻撃等に備えています。武力攻撃等においては、国民を保護するための措置を迅速かつ確に実施する必要があります。

治山・治水の強化について、治山・砂防施設や河川改修を計画的に進めています。今後も関係機関と連携し、山地災害(崖崩れ、地滑り、土石流など)の被害防止に努める必要があります。また、河川については、できる限り氾濫を防ぎ被害を減少させる対策、早期復旧・早期復興のための対策など、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」に取り組む必要があります。

交通安全対策では、歩行者の安全確保のため、関係機関や団体と連携し、交通安全教室等による交通安全意識の啓発活動を実施するとともに、通学路の点検や歩道の整備、道路拡張などの交通事故の発生防止対策を講じる必要があります。

防犯対策では、PTAや補導員などの防犯協力団体と連携し、青色パトロールカーによる巡回等を実施しています。また、LED照明防犯灯の更なる普及や防犯カメラの整備を図る必要があります。

空家は全国的な問題であり、課題となっています。本市でも、空家問題に対応するため、平成27（2015）年12月に「玉名市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、平成29（2017）年9月に「玉名市空家等対策計画」を策定しました。今後も、空家の発生予防、適正管理を促し、利活用を推進する必要があります。

消費者トラブルが増加するなか、消費者被害の未然防止と消費者行政の体制の充実のため、平成23（2011）年6月に「玉名市消費生活センター」を設置したほか、「玉名市消費生活安心条例」の制定や、玉東町、南関町、和水町、本市の1市3町で「消費者行政に関する協定」を締結するなど、消費者トラブル等への対策を強化しています。今後も消費生活センターを中心に関係

団体と連携し、消費生活に関する問題解決や、生活再建に向けた支援、消費者被害防止の啓発を図る必要があります。

主要施策の概要

(1) 防災体制の強化

- ・市民の生命、身体、財産を災害から守るため、より実行性のある「玉名市地域防災計画」となるように毎年度見直しを行い、防災体制の強化に努めます。
- ・円滑な応急活動を実施するため、災害時における連絡体制や役割分担などについて、市内や県内外の防災関係機関、民間事業者と事前調整等を行い、一層の協力体制の充実に努めます。
- ・常備消防（消防署）については、災害の多様化に対応するため、有明広域行政事務組合消防本部による救助に関する教育訓練体制の充実や、救急救助業務実施体制の強化を促進します。
- ・非常備消防（消防団）については、活動の維持と活性化のため、団員確保と体制強化を図るとともに、活動に必要な資機材、装備、施設などの充実に努めます。
- ・災害時においては、自助・共助による活動が重要であるため、防災・減災に関する知識の普及を図り、平常時から防災・減災意識を高めるように促すとともに、防災訓練等に市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。また、共助の要である自主防災組織について、更なる結成の促進と訓練等の活動を支援します。
- ・災害の発生などに備えた防災行政無線の運用を適切に行うため、無線放送の聞き取りにくい地域や高齢者等へ確実に情報を伝えられるよう情報伝達手段の充実を図ります。
- ・武力攻撃等において、国民の生命、身体、財産を守るため、「玉名市国民保護計画」に基づき、住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を迅速に実施します。

(2) 治山・治水の強化

- ・山地災害（崖崩れ、地滑り、土石流など）の被害を防止するため、山地災害危険箇所等において、県と連携し、治山・砂防施設の設置を促進します。
- ・浸水被害を防止するため、水害の多発地帯では、引き続き、河川改修を推進します。
- ・境川の県管理区間（境橋～南大門橋）について、引き続き、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて県への要望を強化します。
- ・境川の市管理区間（南大門橋～山田橋）について、県管理区間の改修状況を踏まえながら計画的な整備・改修を推進します。
- ・唐人川、尾田川は、引き続き、唐人川・尾田川改修及び流域整備事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて県への要望を強化します。
- ・集中豪雨や台風の襲来による堤防の決壊や河川の氾濫などの水害に備えるため、流域の水勢監視カメラの増設等も検討し、河川の適切な維持管理に努めます。

- ・近年の異常気象による菊池川流域の災害発生に対し、円滑かつ効果的な緊急対応ができる治水対策として、河川防災ステーションの整備を国と協力して進めます。

(3) 交通安全対策の強化

- ・安全な道路空間を形成するため、危険性や緊急性などを考慮しながら、主要道路や通学路の歩道整備、道路拡幅を実施します。
- ・交通安全施設を整備するとともに、関係団体との連携により危険箇所の把握やその解消に努めます。
- ・交通安全意識を高めるため、関係機関や団体と連携し、「高齢者及び子どもの交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底」、「飲酒運転等の危険運転の根絶」に重点を置いた取組を実施し、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策と地域一体となった交通安全対策を推進します。また、運転免許証の自主返納に対する支援や自転車利用者の損害賠償責任保険等への加入を促進します。

(4) 防犯対策の強化

- ・防犯対策を強化するため、行政区、学校、家庭、職場への防犯に関する広報活動を充実させるとともに、青色パトロールカーによる巡回等の地域防犯活動を支援します。
- ・LED 照明防犯灯や防犯カメラの整備が必要な場所には、管理する行政区等に対し、設置に対する補助制度の活用を推進します。

(5) 空家対策の強化

- ・空家の放置に起因する事故や災害の防止、景観の向上を図るため、「玉名市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、空家の発生予防や、適正管理を促し、併せて利活用を推進します。また、空家対策の推進を加速させるべく、民間事業者や関係機関と連携し、多様なニーズに合った遊休不動産等の活用事業を展開します。

(6) 消費者保護の強化

- ・安全で安心して暮らせる地域の実現のため、玉東町、南関町、和水町と本市の1市3町共同で「消費生活安心条例」を令和2(2020)年10月から施行したほか、令和3(2021)年3月には「玉名市消費生活センター」を一体的に運営するため「消費者行政に関する協定」を締結し、広域的な相談体制強化を更に推進します。今後も関係機関との連携を強化し、問題解決に努めるとともに、消費者被害の未然防止等に関する啓発を推進します。

第2章 基本目標2 人と文化を育む 地域づくり

第1節 主要施策1 学校教育の充実

- (1) 就学前教育との連携の充実
- (2) 社会を生き抜く力を養成する教育の推進
- (3) 地域とともにある学校づくり
- (4) 学校・家庭・地域の連携
- (5) 人権教育の充実
- (6) 教育環境の整備

第2節 主要施策2 生涯学習の充実

- (1) 社会教育の推進
- (2) 公民館の振興
- (3) 図書館の振興

第3節 主要施策3 スポーツ活動の充実

- (1) 生涯スポーツ活動の普及振興
- (2) 競技スポーツの組織強化と指導者の育成
- (3) 体育施設の整備充実と利用促進

第4節 主要施策4 文化・芸術の振興

- (1) 文化交流活動の推進
- (2) 文化財の保護と活用
- (3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進
- (4) 「音楽の都 玉名」づくりの推進

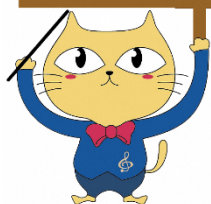
第5節 主要施策5 国際交流の推進

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 国際感覚豊かな人材の育成
- (3) 多文化共生の推進

第6節 主要施策6 高校・大学を生かしたまちづくりの推進

- (1) 産学官連携による人材育成・地元定着の推進

基本目標2で取り組む内容
を紹介するにゃん



第1節 主要施策1 学校教育の充実

現状と課題

学校は、人間形成の基礎づくりの場であり、小中学校が連携したうえで、基礎的・基本的な知識・技能の定着及び思考力、判断力、表現力などの育成、さらには、情報教育、環境教育、国際理解教育など社会の変化に対応した学習の充実を図ることにより、児童生徒一人一人に社会を生き抜く力を身につけさせるとともに、地域の歴史や文化、伝統に対する誇りと愛着心を育む必要があります。

現在、家庭環境の多様化や地域社会の変化などにより、子どもを育てるうえでの様々な課題が生じています。家庭や地域での教育は、子どもの健全な成長、人間形成のために大きな役割を担います。家庭や地域の教育力が低下してきているという現実があり、親子の育ちを応援する学習機会を地域と協働で進めていく必要があります。また、不登校の未然防止やいじめ、問題行動などといった社会的課題に応じた支援の仕組みを構築する必要があります。

近年、発達障がい等に起因して、学校生活や集団生活を送るうえでの困り感を持つ児童生徒が増加していることから、発達障がい等に対する理解や啓発を家庭や地域社会に向けて進めていく必要があります。今後は、適切な支援の在り方等について、学校だけではなく、家庭や地域社会を含めて考えていく必要があります。学校においては、個別の支援に対応できる人材を配置する必要があります。

子どもたちが不測の事件や事故に巻き込まれないようにするとともに、子どもたち自身が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育を学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら、取り組む必要があります。

学校では命の大切さを実感させる教育活動の展開やいじめの未然防止、いじめが発生した際の学校全体での解決に向けた迅速な対策、不登校の解消、ICT教育による情報活用能力とモラルの育成、人権教育の更なる推進が求められています。

学校は、児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる学びの場であるとともに、避難所としての役割も担っているため、誰もが使いやすい施設の改修等に取り組む必要があります。

少子化により、今後も玉名市の児童生徒数は減少していくことが予測されています。児童生徒にとっての望ましい教育環境の創出を目的とする『第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画』に基づき、児童生徒の教育環境の整備、向上に引き続き取り組む必要があります。また、『玉名市小中一貫教育推進計画』に基づき、今後も小中学校の教職員が連携し、義務教育9年間を見通した一貫性のある学習指導や生徒指導を充実させ、玉名市の児童生徒の健全な育成を図っていく必要があります。

また、学校現場が抱える課題が複雑化、多様化する中で、教職員の多忙化にも拍車がかかっており、重要な課題の一つとなっています。児童生徒に対して安定した教育活動ができる環境を整備するため、業務の明確化・適正化などに取り組む必要があります。

主要施策の概要

(1) 就学前教育との連携の充実

- ・学習面や生徒指導面での円滑な接続を図るとともに、学力の定着や向上、社会性の育成について一貫した指導体制を構築するため、中学校区における幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携と交流を更に深めます。
- ・一人一人の子どもを理解し、個に応じたきめ細かな指導を行うため、小学校と就学前教育機関との情報共有を図る場を設けます。

(2) 社会を生き抜く力を養成する教育の推進

- ・学校は、人間形成の基礎づくりの場であることから、「基礎・基本を学ぶ」ことを前提としたうえで、さらに個性を伸ばすなど、小中一貫した教育を行うことで、児童生徒一人一人に社会を生き抜く力を身に付けさせます。
- ・児童生徒の自律性や探究力を育むため、玉名市教育委員会指定研究事業を推進し、教職員の資質の向上を図ります。
- ・教職員の資質と指導力の向上のため、玉名市教育実践研修会等をはじめとした各種研修の充実を図ります。また、指導主事派遣事業、学校訪問事業を充実させるとともに、各学校で実施している校内研修の充実に努めます。
- ・児童生徒の学力向上を図るため、全国学力・学習状況調査及び熊本県学力・学習状況調査の結果等を基に成果と課題を明らかにし、授業改善に生かします。
- ・児童生徒の豊かな心の醸成及び学力の向上を図るため、読み聞かせ等の読書に親しむ場を設け、家庭や地域と連携しながら、読書活動を推進します。また、読書が身近なものとなるよう、図書室補助員を配置し、学校図書室の充実を図ります。
- ・児童生徒が体力向上について関心を持ち、基礎的な体力を身につけるために、学校教育活動全体で体力向上に取り組めます。また、体力・運動能力テストの結果を学校体育指導全体計画と年間指導計画の内容に効果的に反映させ、教科体育の充実に努めます。
- ・児童生徒にグローバルかつ多様な視点で物事を考える力を身につけさせるため、英語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）を効果的に活用し、コミュニケーション能力の向上を目指します。今後も「エンジョイ・イングリッシュ」に取り組むことで、英会話力の基礎を培うとともに、英語検定の活用を通して、英語への関心を高めるなど、グローバル人材の育成を目指します。
- ・児童生徒が情報化社会を生き抜くことができるよう、ICTを活用した、情報活用能力の向上と情報モラルを身に付けさせ、情報化社会に対応できる資質を育成する教育活動の充実に努めます。

(3) 地域とともにある学校づくり

- ・地域とともにある信頼される学校づくりを推進していくために、教育活動の様子等を学校・学級だよりや学校ホームページを通して、保護者や地域住民に情報を発信します。また、保護者や地域住民の意見や要望を PTA の各種会議や学校運営協議会などでの確に把握し、改善に生かします。

(4) 学校・家庭・地域の連携

- ・家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもの健全な成長、人間形成にとって大きな役割を担うものであるため、「玉名市家庭教育憲章」の基、親子の育ちを応援する学習機会を地域と協働で進め、家庭教育支援の充実を図ります。
- ・児童生徒の「食」への関心や理解を深めるため、教職員の指導力を高めると同時に、「食」に関する体験活動等の充実を図ります。また、「食」の意義や重要性を認識させていくとともに、家庭や関係機関との連携を図りながら、「食」に関する知識や実践的な態度を身につけさせ、望ましい食習慣の形成に努めます。
- ・農業体験や職場体験、企業訪問、環境学習、ボランティア活動など地域で学べる体験活動を積極的に取り入れます。
- ・「玉名学」は、総合的な学習の時間を中心として継続的に学習していくことで、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成に努めます。
- ・不登校の未然防止や解消、いじめや問題行動の早期発見や早期対応のため、児童生徒が様々な問題について気軽に相談できるよう、学校と家庭及び関係機関が連携しながら、相談体制や支援体制の充実を図ります。
- ・特別支援教育の理念や重要性について、学校・学級だよりや学校ホームページ、入学説明会、PTA 行事等の機会を利用しながら、家庭や地域に対して啓発を図ります。
- ・児童生徒の安全を確保するため、地域と連携し、通学路の安全点検や防犯パトロール、登下校の見守り活動を行うなど、交通安全、防犯体制を強化します。また、児童生徒が身を守るための防犯、防災の安全教育を充実させることで、危機管理意識の向上を図るほか、校内への不審者の侵入防止対策にも引き続き努めます。
- ・心豊かな児童生徒を育むために、「小中合同でのあいさつ運動」や「保護者と連携したあいさつ運動」等の取組を推進します。
- ・学校運営の更なる改善を図るため、地域学校協働活動推進員や学校運営協議会との協働により、地域とともにある学校づくりを一層推進します。また、定期的実施する学校評価を基に、課題解決に努めます。

(5) 人権教育の充実

- ・いじめを未然に防止するために、「命を大切に作る心を育む指導プログラム」の年間指導計画の基、命の大切さを実感し、お互いを尊重できるようにするための「命の教育」、「道徳教育」、「情報モラル教育」の一層の充実を図ります。

- ・ 部落差別をはじめとする様々な人権問題を解決し、多様性を認め合う社会を構築するため、人権教育の一層の推進を図ります。

(6) 教育環境の整備

- ・ 学校は、児童生徒の学びの場であるとともに、避難所としての役割も担っているため、老朽化した施設の計画的な改修や改築等に努めます。
- ・ 児童生徒が、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けられるよう、「第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画」を策定し、学校再編を推進します。また、学校再編により閉校した小学校は、その活用に向けて検討します。
- ・ 児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成と学力向上を図るため、「玉名市小中一貫教育推進計画」に基づき、各中学校区において9年間の育ちをつなぐ小中一貫教育を推進します。
- ・ 学校生活において特別な支援を必要とする児童生徒に個別の支援を行っていくため、小中学校のニーズに応じた特別支援教育支援員の配置を推進します。
- ・ 教職員が児童生徒に対する指導を一層充実させ、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することができる環境の整備に努めます。

第2節 主要施策2 生涯学習の充実

現状と課題

本市では社会教育活動支援、社会教育団体活動支援や公民館事業を多岐にわたり行い、市民に対して多様な学習の場や機会を提供しています。

しかし、人口減少、高齢化、人と人とのつながりの希薄化など、生涯学習を取り巻く状況は、社会環境や生活環境の変化に伴い多様化しており、今まで以上に幅広く学習できる環境の整備が求められています。

今後の地域社会を持続可能なものとするうえで、人生100年時代を地域社会の一員として、健康的で生きがいを感じながら暮らしていくためには、誰もが生涯にわたり自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果や活動をつなぎ広げていくこと、さらには、地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育む必要があります。

生涯学習社会の実現のために市民の学習機会の更なる充実を図るとともに、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな分野において、学習成果を生かす機会が充実するよう、各事業や講座の内容を精査し、関係機関との連携体制を強化する必要があります。

図書館においては、市民の要望に応じて適切な選書を行うとともに、子ども読書推進活動に取り組み、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、地域や学校と連携し、多様な行事等を通して、読書に親しむ機会の提供に努める必要があります。また、図書館の資料提供機能の充実を図るなど、多様化する利用者のニーズに応じたサービスを提供する必要があります。

主要施策の概要

(1) 社会教育の推進

- ・家庭における教育力の向上のために、家庭、学校、地域と連携し、家庭教育講演会や学習会、親の学びプログラムなどを開催するとともに、子どもの発達・成長段階に応じた情報の提供や課題解決に向けた自発的な取組を支援します。
- ・市民の多様なニーズに応えるため、地域の身近な小中学校、高等学校、大学等との連携を強化し、幅広い学習機会の提供や、地域ボランティアの育成、活用に努めます。
- ・幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を通し、学校を核とした地域づくりを目指します。また、放課後に安全で安心して過ごせるように小学校の余裕教室を子どもの活動拠点とし、地域住民の協力を得て、多様な学習活動や文化芸術体験活動などを実施します。
- ・青少年教育と女性教育の充実を図るため、青少年団体及び女性の会の活動支援を行うとともに、研修や交流を通じて人材育成、指導者の養成に努めます。
- ・各年代や各時期に応じ、個人の自発的意思に基づき人権学習ができるよう、講座の開設や交流活動などの多様な学習機会を提供し、人権教育を推進します。

(2) 公民館の振興

- ・市民一人一人が、自己実現を目指し、豊かな人生を送るため、市内4つの公民館（中央・岱明町・横島町・天水町）が連携し、地域の実情に合わせた公民館講座等の実施に努めます。また、オンライン講座や動画の配信等 ICT を活用した学習機会の提供を進め、公民館に向くことが難しい人でも学習できる環境を整備します。
- ・市役所の関係各課や NPO、民間企業、大学等の多様な主体と連携し協働することで、地域課題や現代的・社会的な課題に対応した学習機会の提供に努めます。
- ・生涯学習活動の拠点施設である市内4つの公民館（中央・岱明町・横島町・天水町）の環境の整備を図り、有効的かつ効率的な運営を行います。
- ・市民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への自主的な参加を促進するため、個人の生活や地域社会における学習成果の活用を目指した生涯学習事業を推進します。また、市民の自主的な生涯学習活動を支援します。

(3) 図書館の振興

- ・市民の文化及び教養の向上を図るため、図書館の蔵書数の充実に努めるとともに、年齢に応じた様々なイベントやコンクールなどを地域や学校教育と連携し実施します。
- ・図書サービスの向上を図るため、従来の来館型サービスのほか、電子図書の充実により、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による外出抑制や図書館の休館や閉館時においても、24時間、図書の貸出しサービスを提供します。また、高齢者、障がい者及び子育て中の人などの来館が難しい人へのサービス拡充を行い、図書館の利用を促進するとともに、地域における情報収集の拠点として市民生活に役立つ施設整備に努めます。

第3節 主要施策3 スポーツ活動の充実

現状と課題

市民のスポーツニーズが多様化する中、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。また、子どもの運動不足による体力低下、高齢者の医療費増大などにより、体力づくりや健康づくりに対する市民の意識が高まっています。

今後の課題として、中学校部活動の地域移行により、総合型地域スポーツクラブがさらに重要となるため、安定した地域スポーツ活動ができるよう長期的視野に立って運営体制の強化を図っていく必要があります。

国内や海外で活躍できる競技者を輩出し、多くの市民に夢や感動を与えることが出来るよう、競技スポーツの底上げや振興に向けて、各スポーツ団体と連携し、質の高いスポーツ指導者の育成を図る必要があります。

体育施設は、市民のスポーツ活動や健康づくりなどの拠点施設として、適正な運営や維持管理が必要であるものの、老朽化した施設も多く、施設改修や体育備品の入れ替えなどにより、利用者にとって使いやすく、安全・安心な施設の整備が求められています。

主要施策の概要

(1) 生涯スポーツ活動の普及振興

- ・市民が「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」気軽にスポーツを楽しめる環境の整備に努めるとともに、生涯スポーツへの発展が期待できる総合型地域スポーツクラブとの連携について長期的視野に立って強化を図っていきます。また、スポーツを通じ、心身の健康増進とスポーツの楽しさを体験できる事業の普及・啓発に努めます。
- ・子どもから高齢者までの体力低下などに対応するため、学校教育や介護予防などと連携し、子どもから高齢者までの健康維持や体力増進に役立つスポーツ活動、また ICT を使った多様なスポーツ分野の普及・啓発のほか、指導・育成にも努めます。

(2) 競技スポーツの組織強化と指導者の育成

- ・競技者の競技力の向上及び裾野の拡大を図るため、スポーツ関係団体との連携による人材の発掘や育成を図るとともに、トップアスリートの卓越したパフォーマンスを身近に観戦できるように大会の開催や合宿の誘致に努めます。
- ・競技スポーツを更に振興するため、各種スポーツ団体の支援及び連携により指導者を発掘し、確保するとともに、指導力の向上を図るなど人材の育成に努めます。
- ・競技力の向上とスポーツの発展のため、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者に激励金を交付し、顕彰に努めるとともに、全国大会等に出場する選手や団体の活動状況や活躍などを広報誌などで周知します。

(3) 体育施設の整備充実と利用促進

- ・競技力の向上はもとより、健康増進や余暇活動としてのスポーツレクリエーションの拠点となる体育施設の安全確保が必要なことから、既存の体育施設や設備の改修、体育備品の整備に努めるとともに、市民が積極的かつ効率的に利用できるよう管理運営の向上に努めます。

第4節 主要施策4 文化・芸術の振興

現状と課題

博物館は、地域の歴史・文化資料を収集、保管し、専門的に調査・研究を行い、成果を展示・公開する重要な役割を担っています。そのため、専門職である学芸員の専門的な知識や技術の向上が極めて重要であり、歴史・文化資源についての調査・研究、教育普及活動を充実させていく必要があります。

市民会館は、市民文化祭、市民音楽祭をはじめとした市民の文化芸術活動の拠点、文化・芸術を創造する拠点、市民福祉の増進のための拠点施設として活用する必要があります。

文化協会を中心に文化芸術活動が行われていますが、会員数の減少や高齢化が進み、若年層を中心とした新規会員の確保等、組織の活性化が求められています。また、市民の文化的催しに対する認知度や参加意識の向上を図るため、市民への情報の発信、参加しやすい環境づくり、団体間の共同イベントの開催など、文化芸術活動への新たな参加者の掘り起こしが必要です。

市内には、装飾古墳をはじめとした、幅広い時代の貴重な歴史文化資源が数多く残っています。しかし、これらを守り、伝えていくための十分な保存環境が整っていないものがあるため、「文化財保存整備活用基本計画」に基づき、適切な保存環境を整備するとともに、様々な年代を対象とした公開・活用を行うことで、市民の文化財保護に対する更なる意識向上を図ります。また、これら文化財は、市の貴重な観光資源でもあるため、その活用に必要となる施設整備や情報発信を積極的に進める必要があります。

埋蔵文化財については、玉名市遺跡地図により現在 800 遺跡を包蔵地として周知しており、これを基に官・民の各種開発行為との調整を行い、可能な限り現状で保存しています。今後も、埋蔵文化財の保存と各種開発行為を円滑に進めるための組織づくりに努めるとともに、埋蔵文化財の有効活用を図るため、現地調査後の作業や出土遺物を中心とした文化財を適切に保存・管理するための施設を整備する必要があります。

市内各地域の民俗芸能保存団体や歴史文化に関する団体・組織等の活動に対しては、積極的に支援することで、歴史・文化資源の保存・活用の担い手となる人材育成と人材確保を図る必要があります。

創造的な文化芸術活動を推進するため、音楽家や作家等の文化芸術活動を行う人材の玉名市アーティストバンクに登録するとともに、アーティストの発表の場を拡充し、市民に文化芸術鑑賞や体験の機会を提供しています。文化協会等との連携とともに、広く市民に周知を図ることで、新たな担い手を発掘、育成し、アーティストバンクの登録者の拡大を図る必要があります。

また、音楽家などを小中学校や保育所などへ派遣するアウトリーチ事業では、生の音楽に直接触れる機会を提供しています。「音楽の都 玉名」を推進するため、上質な音楽を鑑賞する場の提供や学生の発表の場、交流の場の提供などを行い、市民の文化芸術の感度を高める必要があります。

主要施策の概要

(1) 文化交流活動の推進

- ・博物館は、郷土の歴史や文化に触れ、学ぶ拠点であるため、資料に関する調査・研究、収集・保管の体制を整えるとともに、展示機能や教育普及活動の充実を図ります。また、それら機能の充実により、子どもが郷土の歴史や文化に触れ、「玉名学」を学ぶ場としての活用を積極的に推進します。
- ・文化芸術活動の拠点となる市民会館は、市民や興行者などが求める施設としての魅力や安全性を確保するとともに、市民交流の拠点施設としての整備に努めます。
- ・自主性と創造性を尊重しながら、市民の文化芸術活動への参加の拡大を図るため、文化協会や各種団体への育成強化、情報の発信、活動の場の提供など参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・市民の文化芸術への理解と意識の向上を図るため、文化芸術に触れる機会の提供や情報発信の充実に努めます。
- ・地域文化芸術の振興を図り、市民の相互交流を深めるため、文化協会等の芸術文化団体を中心に市民と協働し、市民文化祭等の様々なイベントの充実に努めます。

(2) 文化財の保護と活用

- ・文化財を守り、伝えていくため、市内に数多く残る国指定史跡をはじめとする文化財について、必要に応じ、個別の保存活用計画を策定し、計画に基づき、必要な整備を図ります。また、市民の文化財保護に対する更なる意識向上を図るため、文化財の効果的な公開・活用策を検討し、実施に努めます。
- ・市内の文化財を観光資源として有効活用するため、必要な施設整備や効果的な情報発信に取り組みます。
- ・埋蔵文化財については、可能な限り現状保存に努めるとともに、必要な開発を円滑に進めるため、文化財保護との調整を図り、必要に応じて記録保存のための発掘調査を実施します。
- ・埋蔵文化財発掘調査（現地調査）後の作業や、出土遺物を中心とした文化財を適切に保存、管理するための施設として、閉校した小学校を改修し、玉名市文化財管理センター（仮称）の整備を目指します。

(3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進

- ・歴史文化遺産の地域づくりへの幅広い活用を図るため、歴史、文化活動グループや各種団体と連携し、郷土の歴史と文化について幅広い見識を持ち、文化財の保護と活用の核となる人材の育成に努めます。
- ・地域に根ざした民俗芸能を継承していくため、各保存団体を積極的に支援し、広く公開の場を設けるとともに、連携して後継者の育成を図ります。

- ・感性を豊かにする知的で創造的な地域の文化芸術活動を創出するため、玉名市アーティストバンク等の取組を通じて、文化芸術活動の担い手を発掘し、育成するとともに、その活動を支援します。

(4) 「音楽の都 玉名」づくりの推進

- ・音楽を通じた文化芸術意識の向上を図るため、アウトリーチ事業を通じて、子どもの頃から生の音楽に触れ、感性を高める機会を提供します。
- ・市民音楽祭、スクールバンドコンサート、市役所ロビーコンサートを開催するなど、本市の地域資源を活用し、市民がいつでもどこでも音楽に触れ、親しむことができる「音楽の都 玉名」づくりの取組を強化します。

第5節 主要施策5 国際交流の推進

現状と課題

世界中を多くの人やモノ、情報などが行き来する社会や経済の国際化が進む中、異なる文化や人々に対する理解を深め、国際社会の中で生き抜くために必要な資質を身につけることが大切です。

本市は、平成6（1994）年10月に中華人民共和国遼寧省瓦房店市と友好都市を締結、平成8（1996）年4月にはアメリカ合衆国アイオワ州クラリダ市と姉妹都市を締結し、これまでクラリダ市での音楽祭への参加や交換留学、また、経済や医療などの分野においても様々な交流をしています。また、友好・姉妹都市に限らず、様々な縁やきっかけから他国との交流を深めています。

今後とも、本市の国際交流の推進母体である玉名国際交流協会をはじめとする民間団体と協働し、市民と本市在住の外国人との交流や各種外国語講座の実施など、国際交流を推進する必要があります。

民間の国際交流に関する活動等に対し、国際交流奨励費補助金を交付していますが、年々、申請が減少しています。友好・姉妹都市との定期的な交流を推進し、民間レベルでの草の根の国際交流の取組を支援することにより、市民の国際理解を深め、交流を更に拡大していく必要があります。

平成31（2019）年4月に入管法（略）の改正により、新たな在留資格が創設されたことや、技能実習制度により、本市の外国人数は増加しています。今後も、深刻な人手不足から、更なる外国人数の増加が予想されるため、食文化や習慣、言語、宗教などが異なる外国人とともに地域のコミュニティを創り、多文化共生の取組を推進していく必要があります。

主要施策の概要

（1）国際交流活動の推進

- ・草の根の国際交流の促進に寄与するため、玉名国際交流協会をはじめとする民間団体と協働し、国際交流活動を支援します。
- ・友好都市である中国瓦房店市や姉妹都市である米国クラリダ市との友好・親善を図るため、定期的な相互訪問を実施するとともに、教育、文化、スポーツ、経済、医療など、様々な分野において地域資源を生かした交流を推進します。
- ・友好・姉妹都市に限らず、オリンピックホストタウンや同じ地名など縁やきっかけから、他国との交流を行い、国際感覚豊かな市民の意識を醸成し、異文化に対する理解を深める取組を推進します。

(2) 国際感覚豊かな人材の育成

- ・国際感覚豊かな人材を育成するため、海外の各分野での国際交流や外国人をホームステイで受け入れる市民活動等を支援します。

(3) 多文化共生の推進

- ・在住の外国人にわかりやすい「やさしい日本語教室」の実施や市民と外国人が交流することでお互いの文化を理解し、市民にとっても外国人にとっても安心して暮らせる地域づくりやコミュニティづくりを推進します。

第6節 主要施策6 高校・大学を生かしたまちづくりの推進

現状と課題

本市は、公立と私立を合わせて5つの高等学校と、専修学校、大学がありますが、様々なまちづくり活動や地域活動において、教育機関で学ぶ多様な学びの経験が、十分に生かせていない現状です。そこで、今後のまちづくりの担い手となりうる高校生等と連携した取組を検討する必要があります。

また、九州看護福祉大学をはじめとした包括連携協定を締結した大学には、公開講座の実施や講演会等への講師の派遣を依頼しており、イベントやボランティア活動を通して学生と市民との交流を実施しています。今後も、多くの市民に公開講座や講演会などに参加してもらい、大学と一体となってまちづくりが推進できるよう、地域と大学との交流機会を増やす必要があります。また、卒業生の地元就職率が低迷していることを踏まえ、産学官連携の強化による雇用を創出する必要があります。

現在、包括連携協定を締結した大学との連携により、保健師、管理栄養士等の指導力向上や新たな地域の健康づくりに取り組んでいます。今後も、大学との連携により、地域の健康づくりにおける施策の充実を図るとともに、保健師、管理栄養士等の人材育成を推進する必要があります。

主要施策の概要

(1) 産学官連携による人材育成・地元定着の推進

- ・高校の魅力を引き出し、地域を舞台とした多様な学びの実践の場を創出します。また、若者の視点による地域活性化を推進します。
- ・市民の教養の向上と生涯学習を推進するため、九州看護福祉大学をはじめとした包括連携協定を締結した大学と連携した公開講座や講演会の実施など、地域と大学の交流を推進します。
- ・九州看護福祉大学で学ぶ学生が、玉名に愛着を持ってもらうため、産学官の連携強化を図るとともに、大学の地域連携推進室を窓口として、市民と学生の交流事業を推進します。
- ・健康づくりに関する施策を推進するため、包括連携協定を締結した大学との連携により、地域の保健体制の充実を図ります。また、保健師、管理栄養士等の現任教育等を通じた相互の連携を推進することにより、保健、管理栄養士師等の資質向上や保健サービスの充実などを推進します。

第3章 基本目標3 賑わいと活力ある 産業づくり

第1節 主要施策1 農林業の振興

- (1) 農産物の振興
- (2) 農業基盤整備の推進
- (3) 農業経営者の育成と受け皿づくり
- (4) 森林の多面的活用と整備

第2節 主要施策2 水産業の振興

- (1) 漁業・水産基盤の整備
- (2) 漁業生産の向上

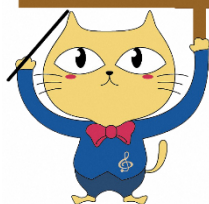
第3節 主要施策3 商工業の振興

- (1) 商店街・商業者の支援
- (2) 商業活性化の推進
- (3) 新規企業の誘致
- (4) 地場企業・起業家の支援
- (5) 就業対策の推進

第4節 主要施策4 観光・物産プロモーションの推進

- (1) インバウンド事業の推進
- (2) 着地型旅行商品開発の推進
- (3) 持続可能なツーリズムの推進
- (4) 玉名版DMOの構築
- (5) 物産振興の推進

基本目標3で取り組む内容を
紹介するにゃん



第1節 主要施策1 農林業の振興

現状と課題

本市の食料、農業及び農村の在り方の基本理念を定めた「玉名市食料・農業・農村基本条例」を制定し、農業及び農村の持続的発展と豊かで住み良い地域社会の実現を目指しています。

玉名市産業祭や東京、大阪等で開催されるイベントなどにおいて地場産品を出展するとともに、飲食店における地産地消の取組を推進しています。また、教育機関や医療施設など更なる地場産品の活用を推進する必要があります。

一方、イノシシ等による農作物の被害が深刻化しており、特に、水稻や温州みかん等の果樹を中心に被害が発生しています。収穫直前の被害が多く、農業生産意欲の減退に繋がる可能性があり、被害発生を防止する必要があります。

また、農業者の高齢化、後継者不足により、耕作放棄地の拡大が続いています。地域農業を支える担い手への農地の集積、集約化が喫緊の課題となっており、特に、営農上や景観上配慮すべき耕作放棄地の積極的な解消が求められているため、意欲ある経営者、新規就農者、集落営農組織などの多様な経営体を育成、確保する必要があります。

農業の基盤は、圃場や農道等の整備及び農業用水の確保であり、農業基盤を整備することにより多様な耕作条件を備え、農業生産力の向上、コスト削減、担い手へ農地を集積する必要があります。また、圃場整備等の区画整理を行う一方で、未整備の農道や土水路の農業用排水路も多く存在しており、大雨時の農作物への被害や排水不良を解消する必要があります。

排水機場については、農地や住宅への水害を未然に防止する役割があり、防災面からも重要な施設であるため、老朽化により機能が低下した排水機場の計画的な整備を推進していく必要があります。

国や県が実施している海岸保全整備事業については、堤防等の海岸保全施設の補修及び改修を行い津波や高潮等の海水被害から農地や地域住民の生命財産を守り、減災機能の強化を図るため、事業を促進していく必要があります。

適切な森林整備等の推進を図るため、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に基づき、実情に応じた森林整備を推進する必要があります。また、市民と森林との関わりを深めたり、森林保全のための作業道である林道について、利用者がいつでも安全に、安心して通行できるように、適切に維持管理する必要があります。

主要施策の概要

(1) 農産物の振興

- ・農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の地産地消を推進します。また、市民、農業者、農業団体、事業者及び行政との協働により、魅力ある農村を次の世代に引き継ぐ取組を支援します。
- ・イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を軽減させるため、県、周辺市町、関係機関、被害地域と連携、協力しながら、実効性ある被害対策に努めます。

(2) 農業基盤整備の推進

- ・農業者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地対策に努めます。営農の継続が困難で耕作放棄の可能性のある農地については、地域の担い手に流動化を図るなど農地の利用調整に努めます。
- ・農業基盤を強化するため、圃場整備、用排水施設の整備、農道整備などを推進します。
- ・安定した農家経営ができる環境を整備するため、恒常的に浸水被害が発生する地区については、県営事業や土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、老朽化した排水機場を計画的に整備します。
- ・安定した農業生産と地域住民の生命、財産を守るため、老朽化した海岸堤防等の海岸保全施設の整備を促進します。

(3) 農業経営者の育成と受け皿づくり

- ・新規就農者や集落営農組織など多様な経営体を確保、育成し、農業を維持、活性化させるため、農業経営に関する情報を発信するとともに、新規就農者については、営農に必要な基礎的能力の習得を目的とする研修会の充実を図ります。

(4) 森林の多面的活用と整備

- ・森林は、生態系の維持、災害の防止、地下水かん養、地球温暖化防止、保養・休養の場の提供など、多面的な機能を有しており、この機能を持続することで、持続可能な地域環境の保全にも貢献するものであるため「多様で健全な森林づくり」の推進に努めます。
- ・森林整備の効率化や林道利用者の安全を確保するため、林道の維持、保全や利便性の向上を図ります。

第2節 主要施策2 水産業の振興

現状と課題

ヘドロの堆積や有害物の発生等による漁場環境が悪化し、特に、二枚貝の生産量が激減しているため、漁場環境を保全、整備する必要があります。

漁港等の施設については、「漁港漁場整備長期計画」に基づき、効果的な維持管理や更新等による施設の長寿化を図る必要があります。

漁業生産向上のため、県や各漁協と連携し、アサリの生息状況調査や漁港漁場施設の清掃活動を実施しています。引き続き、水産物の生息状況調査や稚魚や稚貝の放流などを行い、より高い生産性を確保し、収量の増加を推進する必要があります。

内水面漁業については、菊池川漁業協同組合、菊池川流域市町で連携し、繁殖保護、生態系への影響がある外来生物の駆除、漁場管理対策などを実施しています。河川本来の資源を再生し、生産力の復元に努めながら、内水面漁業を振興する必要があります。

また、県や各漁協と連携し、浮棧橋等の施設を整備しています。漁業のより高い生産性と安全性を確保するため、引き続き、共同利用施設を整備する必要があります。

主要施策の概要

(1) 漁業・水産基盤の整備

- ・漁場生産の向上を図るため、県や各漁協と連携し、覆砂、耕うん、稚魚や稚貝の放流、アオサなどの有害物の駆除、堆積物の除去等の漁場環境の保全、整備を図ります。
- ・漁港等の長寿命化や更新コストの平準化、縮減のため、漁港ごとに策定した「水産物供給基盤機能保全計画」に基づく整備を推進します。

(2) 漁業生産の向上

- ・安全な水産物を安定的に提供するため、稚魚や稚貝の放流等の資源管理を行い、水産物の生産性と品質の向上を図ります。海苔については、生産者の負担軽減を目的に海上及び陸上作業の分業化を図り、海苔共同乾燥加工施設やシステム船の導入により、労働時間の短縮や収量の向上のための支援を推進します。
- ・内水面漁業の振興を図るため、稚魚放流の取組や魚類の産卵場の維持管理を促進します。
- ・漁業の生産体制を強化するため、漁港の安全性の確保と生産性の向上が図られる共同施設の整備を推進します。

第3節 主要施策3 商工業の振興

現状と課題

商店街は、移動手段の多様化や大型店立地等、社会情勢の動向による消費者行動の変化から、これまでの賑わいが減少してきました。さらに、後継者不足なども重なり街には空き店舗が目立つようになり、魅力ある商店街づくりと併せて、空き地や空き店舗の対策について支援する必要があります。

商業の活性化は、地域の核となる人材の育成や新規創業者育成支援が重要であり、玉名商工会議所や玉名市商工会等の商工団体との連携した取組を行っているところです。

中心市街地の活性化については、これまで商工業の振興を基本としたものが、いわゆるコンパクトシティへの転換も選択肢の一つであるため、他の生活関連施設との総合的な誘導策を基とした活性化策を検討する必要があります。

一方、高齢化等による買い物弱者対策など、消費者ニーズへの対応も地域課題として重要であり、その対策が求められています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてきた昨今の経験から、感染症や災害に強く、事業継続が可能な商工業の基盤を強化することが求められています。

地域の活力を維持するためには、新規企業の誘致や地場企業、新規創業者の育成などに取り組む必要があります。

新規企業の誘致については、市内工場適地の用地確保のため、情報を収集する必要があります。

地場産業の育成については、就業者の技能向上と人材育成のため、引き続き支援していく必要があります。また、人口減少により、雇用の担い手も減少しています。今後、新規創業者の発掘、育成、誘致など、様々な段階における支援や育成、情報提供などを行い、ポストコロナを見据えたU・Iターン希望者への就業支援など、新たな活力、雇用を生み出していく必要があります。

また、地場企業、金融機関、大学、行政が一体となり、既存事業主（者）や女性を対象とした、事業承継、第二創業、地域の特性や課題を生かした創業を後押しするための人材育成やビジネスモデルを創出する必要があります。

玉名公共職業安定所と情報交換を行い、今後の就業に向けた雇用のあり方について検討する必要があります。玉名高等職業訓練校や玉名公共職業安定所と連携し、就業者等を支援するとともに、人材育成につなげるため、就業者等の更なる技能の向上や知識の習得など支援していく必要があります。さらに、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少する中、高齢者も働きやすい環境づくりが求められており、関係機関と連携し働きやすい環境を整備する必要があります。

情報通信技術の進展により時間や場所にとらわれない新しい働き方が可能になり、市民の多様な生活環境に対応した労働環境の構築について支援する必要があります。

主要施策の概要

(1) 商店街・商業者の支援

- ・商店街の活性化を図るため、商業者を対象にした各種セミナー等の開催や経営支援などを商工団体と連携して実施します。また、商店街に点在する空き店舗や空き地の再生、活用を促進します。
- ・商店街において、安全・安心で快適な歩行空間を確保するため、街路灯や防犯カメラの設置などの整備を促進します。
- ・他の地域と差別化を図るため、温泉、歴史、文化、街並みなど本市ならではの地域資源を生かした賑わいのある商店街づくりを推進します。
- ・地域経済の発展のため、玉名商工会議所や玉名市商工会など関係団体を支援します。

(2) 商業活性化の推進

- ・中心市街地を活性化させるため、大型商業施設の跡地や点在する空き店舗、空き地を有効活用します。
- ・関係団体と連携し、新規創業を促進させるための、ワンストップ窓口を設置し、創業セミナー等を開催します。
- ・商工団体や商店会との連携により、地域の核となる人材を育成し商店街等の活性化を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえ、感染症を含めた災害に強い商業の基盤づくりを推進します。

(3) 新規企業の誘致

- ・雇用の場の確保や地域経済の活性化、企業立地の加速化を図るため、閉校した小学校の活用や、空き地等の情報を把握し、企業誘致のための工業用地の確保を促進します。また、ウィズコロナ時代に即した進出企業のニーズに応えるための体制を強化するほか、本市の魅力を効果的に発信し、優良企業の誘致を推進します。

(4) 地場企業・起業家の支援

- ・地場企業の育成を図るため、企業経営、経営戦略、生産管理などの研修会やセミナーなどの開催を支援します。
- ・新たな活力、雇用を生み出すため、観光、物産など地域資源を活用した創業を支援するとともに、玉名商工会議所や玉名市商工会など商工団体と連携し、新規起業家の発掘や育成、U I J ターン希望者への就業支援に努めます。
- ・既存事業主(者)を対象に、人口減少社会の中での新たなビジネス起業塾「たまな未来創造塾」を継続して開催します。また、女性を対象とした起業塾も開催し、女性の転入促進や転出等を防ぐための、多様な働き方を実現する仕組みを構築します。

(5) 就業対策の推進

- ・ 求職者の安定した雇用を実現するため、玉名公共職業安定所等と連携し、若者の地元就業や失業者の再就業を支援します。また、県や玉名圏域定住自立圏の構成市町が連携し、荒尾・玉名地域の高等学校や大学等の学生に対して、地場企業をもっと知ってもらえる取組を実施するとともに、地元企業への就職を目的としたセミナー等を開催するなど、雇用対策の充実を図ります。
- ・ 企業が求める人材を育成するため、玉名高等職業訓練校や熊本職業能力開発促進センター（ポリテクセンター熊本）と連携し、技術習得の場を情報提供します。
- ・ 高齢者の雇用を確保するため、求人及び求職者のニーズを踏まえた就業支援を実施します。
- ・ 整備された情報通信インフラを活用し、新しい働き方のスタイルであるテレワークにより地域活性化を推進します。

第4節 主要施策4 観光・物産プロモーションの推進

現状と課題

国内では令和2（2020）年1月末頃から感染が拡大した新型コロナウイルスは、人との接触、行動制限等をもたらし、観光関連産業全体に多くの影響を及ぼしています。本市の観光関連事業者においても、新型コロナウイルス感染拡大が経営に大きな打撃を与え、事業継続が困難な状況に追い込まれています。

この様な中、本市では「新しい生活様式」として、感染症対策の基準を満たした宿泊施設に対して「玉名クオリティ」認証制度を設け、安心・安全で衛生環境が整った観光地であるという宣言を広く発信しています。引き続き、多様化する国内外観光客のニーズに応え、持続可能な観光地域づくりの実現が求められています。

新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、徐々に回復が見込まれる外国人観光客への対応として、多言語パンフレット、多言語観光ウェブサイトなどは整備しているものの、多言語サインや公衆無線LANなど環境の整備が不十分であり、公共施設や観光関連施設等において外国人観光客に対する受入態勢を強化する必要があります。

新たな旅行商品開発については、産学官連携による体験型プログラムの開発に着手し、「玉名市ならでは」の着地型旅行商品を販売しました。今後は、国内外の観光客に対してウィズコロナ時代に対応した新たな旅行商品の開発と併せ、県北各地域と連携しながら、広域型の体験プログラムを開発していく必要があります。

また、交通アクセスの利便性が高く、自然や歴史、温暖な気候、温泉施設など、アウトドアスポーツを楽しむ環境が整っており、こうした環境を生かしたアウトドアスポーツ資源の掘り起こしを図るとともに、ウィズコロナ時代の「密」を回避したアウトドアスポーツの商品開発、愛好者の誘客などを図る必要があります。

令和元（2019）年のNHK大河ドラマ「いだてん」の放送により、大河ドラマ館を中心に観光客数は増加し、大きな経済波及効果をもたらしました。しかし、大河ドラマの終了とともに、新型コロナウイルス感染拡大と相まって、大河ドラマの集客効果を維持できない状況となりました。今後は、大河ドラマの盛り上がりを一過性に終わらせないための取組が求められています。

令和3（2021）年3月開院の「くまもと県北病院」健康管理センターでは、経験豊かな専任のスタッフが人間ドックなど精度の高い検査を提供しています。これらの資源と温泉をはじめとした本市の観光資源を活用し、メディカルツーリズムなどの創設に向けて、関係機関との相互協力体制を構築する必要があります。

「玉名市観光振興計画」の推進母体である玉名観光協会は、市内外の観光関係団体、民間事業者（所）などとの連携を強化し、本市の観光振興の核とするため、一般社団法人の法人格を取得しました。県北地域一帯の観光の玄関口として、当協会の更なる機能強化と組織改革を含めたDMO事業の見える化を図る必要があります。

物産振興については、これまで本市の物産品として、玉名ブランド認定品や玉名物産品、6次産業推奨品についてそれぞれで推奨されてきました。今後は、これらの商品を「玉名の逸品」と

して確立しイメージアップを図るとともに、国内外に対して物産品の販路拡大に繋げる必要があります。

主要施策の概要

(1) インバウンド事業の推進

- ・外国人観光客の利便性を高めるため、玉名観光協会や玉名温泉観光旅館協同組合など観光関連事業者と連携し、多言語サインや公衆無線 LAN などを含めた環境の整備を図ります。また、外国人観光客に対応できる人材育成等、受入態勢の強化と、少人数化・多様化するニーズに対応し、また、観光消費単価を増加させ高付加価値化した旅行商品の開発を推進します。

(2) 着地型旅行商品開発の推進

- ・観光地の差別化による玉名の魅力向上を図るため、玉名観光協会や玉名温泉観光旅館協同組合、薬草関連団体、九州内の大学等と連携し、歴史、文化、自然、景観、食、環境など、あらゆる地域資源を生かした着地型旅行商品の開発を推進します。
- ・滞在型観光を推進し、本市への宿泊を促すため、夕方から翌朝までの観光プログラム（ナイトタイムエコノミー）の旅行商品を開発します。
- ・「観光ほっとプラザ「たまララ」」を拠点として、観光情報の発信に努めるとともに、周辺自治体や関係団体と連携し、地域資源を生かした魅力あるイベントの創出と観光客誘致のための取組を支援します。

(3) 持続可能なツーリズムの推進

- ・アウトドアスポーツ目的の観光客を誘致するとともに、アウトドアスポーツに適した自然環境を生かすため、ウィズコロナ時代の「密」を回避したアウトドアスポーツの商品開発のほか、魅力ある情報を伝えるため、SNS を活用したプロモーション活動を推進します。
- ・本市の名誉市民である金栗四三氏の功績を顕彰するとともに、大河ドラマ「いだてん」の効果を一過性に終わらせないために、「玉名いだてんマラソン」やウィズコロナに対応した「金栗四三マラニック」などスポーツツーリズムの推進を図ります。
- ・「くまもと県北病院」健康管理センターと温泉をはじめとした本市の観光資源を活用した、メディカルツーリズムの構築を目指します。

(4) 玉名版 DMO の構築

- ・玉名観光協会を核として、官民協働による観光産業のプラットフォームを構築し、観光客に対しての窓口を一本化することで利便性の向上を図り、地域に対して収益を生む事業を推進します。
- ・本市へのリピーターを増加させるため、観光ガイドの発掘や育成、観光関連事業所スタッフの接遇やおもてなし力の向上に向けた取組を支援します。

(5) 物産振興の推進

- ・ 玉名ブランド認定品や玉名物産品、6次産業推奨品を含めた物産品全体を「玉名の逸品」として確立し、国内はもとより香港など海外を含めた物産品の販路拡大、販売促進、ひいては更なる誘客の増大を図ります。
- ・ 事業者ごとの販路開拓を支援するため、「玉名の逸品」の展示会、商談会、PRイベントなどへの参加を促進し、開発した商品のイメージアップを図ります。

第4章 基本目標4 便利で快適な 都市づくり

第1節 主要施策1 道路交通体系の整備

- (1) 広域交通ネットワークの整備
- (2) 生活道路網の整備

第2節 主要施策2 公共交通の維持・充実

- (1) バス路線網等の維持再編
- (2) 公共交通不便地域の解消
- (3) 既存の公共交通の利便性の向上
- (4) 公共交通の利用促進

第3節 主要施策3 住環境の整備・充実

- (1) 移住・定住の推進
- (2) 新玉名駅周辺の整備
- (3) 公営住宅の整備
- (4) 公園・緑地の整備
- (5) 「花の都 玉名」づくりの推進

第4節 主要施策4 景観まちづくりの推進

- (1) 情緒的な景観をみせる場づくり
- (2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり
- (3) 景観に対する意識づくり

第5節 主要施策5 水道・下水道等の整備

- (1) 水道の整備
- (2) 下水道等の整備

第6節 主要施策6 情報・通信基盤の整備

- (1) 地域情報化の推進

基本目標4で取り組む内容を
紹介するにゃん



第1節 主要施策1 道路交通体系の整備

現状と課題

国道208号（旧玉名バイパス）の開通や九州新幹線の全線開業など、広域交通ネットワークの充実と市内の幹線道路との連携を進めていますが、広域交通ネットワークを更に充実したものとするため、市内の東西地域と南北地域の連携、交流のための交通体系を整備する必要があります。

生活道路については、歩行者や自転車が利用しやすい環境や利便性の向上と安全性を確保するため、道路の新設・改良、舗装や側溝改良などの整備が求められています。

道路橋等の橋梁の老朽化が進んでいます。老朽化した道路の計画的な改修とともに、道路橋は、平成26年度の法令改正によるメンテナンスサイクル（点検-診断-措置-記録）を確立し、予防保全型の管理による長寿命化を図る必要があります。

主要施策の概要

（1）広域交通ネットワークの整備

- ・新玉名駅周辺の利便性を高めるため、県道玉名立花線等のアクセス道路の整備を促進します。
- ・広域幹線道路である国道や県道に係る事業を促進するため、積極的な要望活動を展開します。
また、既存の主要幹線道路についても、交通量を考慮し、必要に応じ4車線化に向けた整備を促進します。
- ・有明海沿岸道路（熊本県側）の熊本市～大牟田市間の、全線国直轄による早期整備を要望するとともに、長洲町～大牟田市間について、早期着工・早期完成を国及び県に要望します。
- ・市の一体的な発展を図るため、市内の交通ネットワークを整備し、市内交通の利便性を向上するとともに、都市の骨格をなす都市計画道路について、路線の計画的な整備・見直しに努めます。
- ・在来線玉名駅を縦貫し、県道寺田岱明線と国道208号（旧玉名バイパス）を接続する「玉名市骨格幹線道路の構想」に着手し、交通・物流拠点のアクセス向上など効果的な広域道路ネットワークを検討します。

（2）生活道路網の整備

- ・生活道路については、歩行者や自転車が安全に利用しやすい環境を確保するため、道路、歩道、側溝など市内の交通ネットワークを担う生活道路網の計画的な整備を図ります。
- ・県道寺田岱明線と国道208号（旧玉名バイパス）を接続する都市計画道路玉名駅平嶋線は、都市計画道路の見直しや県の境川改修計画と調整を図りながら検討します。

- ・市内各所の道路橋の長寿命化を図るため、橋梁のメンテナンスサイクル（点検-診断-措置-記録）を確立するとともに、予防保全型の管理体制への移行により、適切かつ効果的な維持管理に努めます。

第2節 主要施策2 公共交通の維持・充実

現状と課題

市内の公共交通は、九州新幹線新玉名駅、JR 鹿児島本線 3 駅（玉名駅、肥後伊倉駅、大野下駅）を有する鉄道と、在来線玉名駅を起点とした路線バスが運行し、玉名温泉など主要な観光地、周辺市町を接続しています。また、路線バスの一部廃止に伴って、地域内の公共交通として予約制乗合タクシーが 4 地域（滑石・岱明地域、大浜・豊水・横島地域、天水・河内（熊本市）地域、玉陵地域）で運行することにより、市民の移動手段として機能しています。

車社会の進展と人口減少により、路線バスの利用者は減少し、運行維持のために必要な行政負担の増加が課題となっています。また、本市は超高齢社会の突入に伴い、日常生活を支える持続可能で多様な移動手段を確保する必要があるため、公共交通は、更なる効率化と利便性の向上を図る必要があります。

市内には、公共交通のサービス圏から外れる地域があります。鉄道、路線バスなどが利用できない公共交通不便地域は、市民の円滑な移動を制限し、生活の利便性を損なうため、対策を講じる必要があります。

主要施策の概要

（1）バス路線網等の維持再編

- ・気軽に外出ができる移動手段の確保と、環境への負荷軽減などを図るため、市民のニーズに応じたバス路線網の再編を図り、効率的な地域公共交通体系の維持再編を目指します。

（2）公共交通不便地域の解消

- ・市内に点在する公共交通不便地域を解消するため、それぞれの地域に予約制乗合タクシーを導入します。

（3）既存の公共交通の利便性の向上

- ・既存公共交通の利便性を向上させるため、市内を結ぶバス路線について、路線ごとに利用実態やニーズを把握し、在来線玉名駅での鉄道との乗り継ぎや市内にある高校や大学への通学に便利な運行体系の実現を目指します。
- ・既存公共交通の利便性向上を図るため、在来線玉名駅、新幹線新玉名駅における、路線バスと鉄道との乗継利便性の向上を図ります。
- ・在来線玉名駅の南北を接続する幹線道路や駅周辺施設の整備を検討し、交通アクセスが良好な立地を生かした賑わいあふれる交流エリアとなるよう新たな都市機能と、交通拠点機能の実現を目指します。

(4) 公共交通の利用促進

- ・地域公共交通の利用促進を図るため、市民自らが公共交通問題に対して、主体的に考え行動するように、市民意識の醸成を図ります。また、デジタル技術を活用し、利便性の高い公共交通を目指し、利用促進に努めます。行政・公共交通事業者と市民で組織する地域公共交通会議を中心として市民にとって利用しやすい公共交通体系の構築を目指します。

第3節 主要施策3 住環境の整備・充実

現状と課題

人口減少が進む中、都市としての活力を維持するためには、新たな人の流れを生み出す必要があります。

各種アンケート調査によると、福岡都市圏や関東、関西圏から本市への移住に関心を示している人がいる一方、関東、関西圏では本市を知らないという回答結果が多く出ています。そのため、移住・定住に関する情報を効果的に発信する必要があります。

また、九州新幹線と新玉名駅へのアクセス道路の整備により、広域的な交通体系が形成されましたが、県北地域の玄関口である駅周辺に商業施設等の立地が進んでおらず、民間活力による開発を誘導し、支援する必要があります。

公営住宅は、高度経済成長期以降は住宅量を確保することに重点を置かれてきましたが、近年では住宅確保が必要な人に対する支援の役割のほか、人口減少・少子高齢化に伴う管理戸数の問題や、既存の民間住宅の活用等も重要な政策課題となっています。本市においても、「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、厳しい財政状況下、老朽化した公営住宅を効率的かつ計画的に更新し、公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努め良好な住環境を整備する必要があります。

公園は、日々の生活に潤いをもたらす、憩いの場であるだけでなく、災害時には避難場所や避難所としての機能を果たします。「玉名市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、市内の都市公園の計画的な再整備を推進するとともに、市民との協働により適切な公園管理を進める必要があります。

花と緑があふれる「花の都 玉名」づくり活動が持続的に進められるよう、活動する団体や地域の人材を育成する必要があります。

主要施策の概要

(1) 移住・定住の推進

・「住んでみたい、住み続けたい」と思う、市民のニーズに合った住環境の整備に努めます。また、将来的な移住・定住を目指した、地域との関わり方などの情報を積極的に発信し、玉名圏域定住自立圏（玉名市、玉東町、南関町及び和水町）で共同して関係人口の促進に取り組みます。

(2) 新玉名駅周辺の整備

・新玉名駅周辺の整備については、民間活力による開発を促進させるため、商業施設や住宅、公共施設などが立地可能な環境を整備し、賑わいの創出を図ります。また、この地域は浸水想定区域に含まれていることを考慮し、十分な検討を行い整備します。

(3) 公営住宅の整備

- ・住宅確保の配慮が必要な低額所得者や被災者などに対応し、公営住宅のほか民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの推進に努め、生活の安定と福祉の増進を図ります。
- ・公営住宅を安全で快適な住まいとするため、「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕、改善及び建替えについて検討します。

(4) 公園・緑地の整備

- ・都市環境の向上を図るため、市民生活に安らぎや潤いをもたらす公園や緑地は、市民に憩いの場としての利用を促進します。
- ・公園は、避難場所や避難所としての機能を併せ持ち、利用者の安全を確保するため、「玉名市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、適切な再整備や管理に努めます。

(5) 「花の都 玉名」づくりの推進

- ・花と緑があふれるまちづくりのため、各小中学校や各種団体による「花の都 玉名」づくりを推進するとともに、継承していくための地域の人材育成を支援します。

第4節 主要施策4 景観まちづくりの推進

現状と課題

本市は、地域特有の自然や歴史を背景として、先人たちの営みによって育まれた魅力的な景観資源を有しています。地域の特性を生かしたより良い景観形成のためには、市民がこれを学び、意識し、誇りを持って自ら「かたる」仕組みづくりを行う必要があります。

また、良好な景観形成に向けて、行政、市民、事業者などが、景観形成の目標を共有し、連携を図るとともに、「玉名らしい景観」の独自性、歴史、文化等を受け継ぎ、活用していく担い手を確保する必要があります。

※「かたる」…「語る」という意味と、熊本弁の仲間に「加わる」という意味の「かたる」という意味も込めています。

主要施策の概要

(1) 情緒的な景観をみせる場づくり

- ・玉名らしい、魅力的な景観を伝えるため、景観資源が持つ特長や独自性、歴史・文化等の背景を捉えた情緒ある演出に取り組むなど、戦略的に魅せる景観づくりを推進します。また、見せたい景観を的確に見てもらうため、眺望点等の掘り起こしを行います。
- ・積極的に景観誘導を行い、効果的な景観形成を図るため、「玉名市景観計画」に基づき、景観まちづくりの熟度に合わせた景観形成基準を設定します。

(2) 景観まちづくりに取り組む担い手づくり

- ・脈々と受け継がれてきた玉名らしい景観を後世に残し、良好な景観形成を推進するため、景観まちづくりに携わる担い手を育成し、連携を強化するとともに、市民がくらしの中で景観づくりに取り組んでいけるよう支援します。

(3) 景観に対する意識づくり

- ・良好な景観形成には、市民一人一人が景観に興味、関心を持ち、「景観を良くしよう」とする意識を持つことが重要です。景観づくりの意義や重要性のほか、景観資源の歴史的・文化的背景の情報を発信することで、市民が玉名の景観の価値を認識し、誇りを持てるよう取組を推進します。

第5節 主要施策5 水道・下水道等の整備

現状と課題

水道は、市民生活を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営に当たっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる効率的な体制整備が求められています。また、更新時期を迎えている水道施設については、「アセットマネジメント計画」による更新事業を進める必要があります。

一方、下水道等は、生活環境や公衆衛生の向上に寄与するものであり、汚水処理施設の有する特性や経済性などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備を実施する必要があります。また、下水道施設の老朽化が進んでいるため、「ストックマネジメント計画」による更新事業を進める必要があります。さらに、水環境を守るため、公共下水道や農業集落排水以外の区域における合併処理浄化槽の普及を図る必要があります。

主要施策の概要

(1) 水道の整備

- ・安全で良質な水を持続的に供給するため、給水区域の拡張や老朽化した水道施設の更新を推進します。また、人材育成、技術継承、管理運営の見直しなどを行い、経営の効率化を推進します。
- ・水道は、市民生活や産業活動に必要不可欠であるため、水道施設の強靱化を計画的に実施します。

(2) 下水道等の整備

- ・公共用水域の水質保全や快適な市民生活の向上を図るため、引き続き、全体計画区域内の認可拡張を実施し、早期完了を目指すとともに、効率的かつ適正な整備を実施します。
- ・下水道施設の維持、機能継続を図るため、「玉名市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の更新を計画的に実施します。
- ・新玉名駅周辺の汚水を適正に処理するため、「新玉名駅周辺等整備基本計画」や「玉名市都市計画マスタープラン」を踏まえ、開発状況に応じた下水道等の整備に努めます。
- ・浸水被害の軽減を図るため、雨水対策については、効率的な整備手法等を検討します。
- ・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽に関する啓発活動に努めるとともに、浄化槽の設置支援及び整備を推進します。
- ・地域の実情に応じた効率的かつ適正な、農業集落排水処理施設の整備を図るため、老朽化による機能低下が懸念される汚水処理場等の改修を「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき計画的に実施し、施設の機能強化に努めます。

第6節 主要施策6 情報・通信基盤の整備

現状と課題

市内全域に超高速ブロードバンド網が整備され、本市の情報通信格差（デジタルデバイド）は解消されました。

また、公共施設への公衆無線 LAN の整備を行うことで、災害時における避難所での活用や、観光産業、ウィズコロナ時代への対応が可能になりました。

新世代の移動体通信（5G）についても、現状は民間事業者により主要都市部のみでサービスの提供が行われていますが、産業・雇用の創出による地域活性化をはじめ、様々な地域の課題解決に向け、地方都市に対しても早期の整備が求められています。

めまぐるしく進歩する ICT 技術に対応するため、地域・行政の情報化に新たな情報通信格差を生じさせないように対応していく必要があります。

さらに、教育分野においてもプログラミング教育が開始されるなど、市民の情報技術の向上が図られています。こうした中、市民が行政情報などのオープンデータを活用し、地域課題等の解決を図るための情報の基盤整備を行う必要があります。

主要施策の概要

（1）地域情報化の推進

- ・ 公共施設利用者の利便性向上のほか、災害時の通信手段確保や観光インバウンドへの活用など、幅広い分野での活用を視野に公共施設へ公衆無線 LAN の整備を行い、地域の付加価値向上を図ります。
- ・ デジタル技術を活用した、地域課題の解決や市民サービスの向上に向けた取組を推進します。
- ・ AI 等の新技術を活用し行政情報や統計資料などの分析を効率的に行い、市民ニーズや地域課題などを的確に捉え、施策や事業へ活用するための必要な環境の整備に努めます。
- ・ 行政情報のオープンデータ化を進め、市民の参加と協働の取組を進め更なる住民自治を推進します。

第5章 基本目標5 健康で安心な 福祉づくり

第1節 主要施策1 健康づくりの推進

- (1) 保健活動の拡充
- (2) 生活習慣病の予防
- (3) 食育の推進
- (4) 保健・医療体制の充実

第2節 主要施策2 子育て支援の充実

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 子ども・子育て支援の推進
- (3) 母子保健の向上

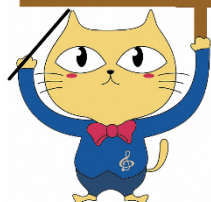
第3節 主要施策3 地域福祉の充実

- (1) 障がい者支援の充実
- (2) 高齢者支援の充実
- (3) 地域で支え合う体制の充実
- (4) 生活困窮者対策の充実

第4節 主要施策4 医療保険制度の維持

- (1) 医療費の抑制
- (2) 国民健康保険制度の安定化
- (3) 後期高齢者医療制度の安定化

基本目標5で取り組む内容
を紹介するにゃん



第1節 主要施策1 健康づくりの推進

現状と課題

平均寿命が延びる中、誰もが健やかに暮らすことができる環境をつくり健康寿命を延ばすことが重要となっています。

少子化や核家族化の進展、地域や人とのつながりが希薄化する中、複合的な問題を抱えた母子等の相談事例が増えています。解決が難しい相談事例は、速やかに関係機関と連携し、支援する必要があります。また、関係機関と支援体制の課題を共有し、対策を検討していく必要があります。

医療機関と連携し実施している予防接種については、個別勧奨通知や広報紙、ホームページなどで周知、啓発を実施していますが、病気の予防、重症化の防止のため、予防接種の接種率向上に取り組む必要があります。

新たな感染症は、対策の構築や治療の確立までに時間を要するため、感染症がまん延し、重症化する可能性が高いことが予想されます。そのため、関係機関等との連携を図り、国等の動向を踏まえたうえで、感染症対策を講じる必要があります。

歯の健康は、健康増進を図るうえで重要です。乳幼児期からのむし歯を予防するため、本市ではフッ化物洗口や仕上げ磨きなどを推進しており、今後も継続する必要があります。また、成人期以降における歯の喪失の主な原因は、歯周病であり、早産や糖尿病の悪化もその一因と考えられています。早産や糖尿病と歯周病との関連を周知し、歯周疾患検診を促していく必要があります。

がん検診については、市民への意識啓発と受けとなる検診の体制づくりに努める必要があります。

近年、増加している糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、偏った食生活、運動不足、飲酒習慣、喫煙、ストレスなどが原因です。その予防のため、地域全体の健康教育等による啓発や関係機関と連携した、生活習慣改善のための支援体制の整備に取り組む必要があります。

生活習慣病の発症や重症化予防において、本市の特定健診の受診率は、国、県平均より低いものの、特定保健指導率は、国、県平均より高い状況にあります。今後は、検査項目の充実等による特定健診の受診率の向上や、保健指導の充実に取り組むとともに、若い人に対する健診の機会を提供し、保健指導を実施していく必要があります。

食生活は、個人や家庭、地域特有の食習慣の影響が大きく、子どもの頃から食に関する知識や理解を深め、食を通じて健康を考え豊かな人間性を育み、実践できるように関係機関と連携を図り、食育を推進する必要があります。

保健・医療体制については、「第7次有明地域保健医療計画」に基づき、安心して、安定的かつ継続的に医療サービスを受けられるよう、患者の状態に応じた質の高い医療を地域の関係者が連携することによって効率的に提供できる体制を構築することが求められています。また、「熊本県地域医療構想」では、住み慣れた地域で医療や介護、生活支援等が一体的に受けられる

よう「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、関係機関との連携や、在宅医療提供体制の整備、医療と介護の連携体制の充実が求められています。

保健センターは、市民に密着した健康相談、健康教育などの健康支援サービスを総合的に実施する拠点であり、市民の健康増進、疾病予防、保健衛生の向上を図る必要があります。

ストレス過多の現代社会の中で、誰もが心の健康を損なう可能性があります。一人一人が、心の健康問題の重要性を認識し、問題を抱える人に、身近な人が適切に対処できるよう、心の健康に関する理解を深める必要があります。

主要施策の概要

(1) 保健活動の拡充

- ・複合的な問題を抱えた母子等の相談事例が増えているため、保健、医療、福祉、地域の関係機関と連携した支援を行います。また、市を超えた広域での相互連携を図るためのネットワークを構築し、支援体制の仕組みづくりに努めます。
- ・市民一人一人が、健康寿命を延ばし、健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくり推進協議会、有明保健医療福祉連携会議など関係機関との連携強化を図るとともに、各校区と連携し、健康づくり活動に取り組みます。
- ・予防接種法に基づく特定のウイルスや細菌による感染症に対する免疫を獲得し、病気にかからないようにするため、関係機関と連携し、予防接種の意義の啓発等により予防接種率の向上と安全な予防接種の実施体制づくりに努めます。
- ・新たな感染症に対して、国や県の動向を踏まえ、感染症対策会議を通して、発症及び重症化予防のための感染症対策を講じます。
- ・歯・口腔の疾患は、身体的な健康だけでなく、精神的な健康にも大きく影響するため、乳幼児期や学齢期において、フッ化物洗口や歯科指導の充実による、むし歯予防を推進します。
- ・早産や糖尿病など歯周病が及ぼす影響の周知により、歯周疾患検診の受診の増加につなげ、歯周病予防を推進します。
- ・がんによる死亡者を減少させるため、がん検診の充実を図るとともに、早期にがんを発見できるよう、受診率の向上に努めます。

(2) 生活習慣病の予防

- ・健康寿命を延ばし生涯を通じて健やかな生活を送れるようにするため、地域全体への健康教育等による啓発や関係団体と連携し、生活習慣改善のための支援体制の整備に努めます。
- ・長年かけ進行する心血管疾患は、個人のライフサイクルに応じて、早期発見や早期治療、適切な生活習慣への改善など、予防できる仕組みづくりに努めます。
- ・糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特定健診の受診率の向上や特定保健指導の充実にも努めるとともに、若い人を対象とした若人健診の受診勧奨を積極的に推進します。また、医療機関と連携し、保健医療連携体制や保健指導の充実にも努めます。

(3) 食育の推進

- ・市民一人一人が健全な食生活を実践できるようにするため、食生活改善推進員（ヘルスマイト）や関係団体が、地域で実施する「食」を中心とした健康づくり活動を支援します。
- ・豊かな食生活を送ることは、生涯を通じた生活の質に大きく影響するため、関係機関と連携し、市民が「食」に関する正しい知識を身につけることで、健康的な食生活と地産地消に対する意識の醸成に努めます。

(4) 保健・医療体制の充実

- ・くまもと県北病院は、公立玉名中央病院と玉名郡市医師会立玉名地域保健医療センターが経営統合し、地域の拠点病院として、令和3（2021）年3月に開院し、地域医療の充実や救急・小児医療など政策医療の提供及び災害拠点病院としての役割を担っています。また、たまな在宅ネットワークの下、関係機関との連携を強化し、安定的かつ継続的な在宅医療サービスの提供ができるよう地域完結型医療体制を維持します。
- ・くまもと県北病院に機能強化された健康管理センターと玉名郡市医師会との連携の基、関係機関と協力し、疾病予防と病気の早期発見に努めます。
- ・新たな感染症に対して、医療機関等と連携を図りながら、発症予防や重症化予防を講じます。
- ・市民の健康づくりを推進するため、保健センターの設備と専門職の充実を図るとともに、スタッフの質の向上に努めます。
- ・実態に応じた保健活動を実施するため、保健師と管理栄養士の地区担当制により、支援を必要とする対象者の把握に努めるとともに、それぞれの健康課題に応じ保健活動の充実を図ります。
- ・心身の健康づくりのため、こころの健康に関する啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、気軽に相談できる場の提供に努めます。
- ・健康、経済、生活などの複数の問題を抱えている人の自殺を防止するため、臨床心理士による対面型相談支援事業や啓発事業を推進するとともに、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

第2節 主要施策2 子育て支援の充実

現状と課題

安心して子どもを産み育てることができるよう、また、次世代の主役である子どもの育ちが確実に保障されるよう、子育て環境の整備に努めています。しかしながら、核家族や共働き世帯の増加、就労形態の変化などに伴い、子育て世帯におけるニーズは多様化しており、それに対応していくことが求められています。

教育・保育ニーズに対して、適切な保育サービスを提供する必要があると、延長保育事業、一時預かり事業など実施していますが、今後も、利用者の増加が見込まれていることから、ニーズに対応できる体制を整備する必要があります。

ひとり親家庭において、子育てと仕事の両立は厳しい状況であり、就労しているものの収入は低く、経済的基盤が安定していない世帯が多いため、ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障する必要があります。

近年、児童虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクト）やドメスティック・バイオレンス（DV）が増加し、深刻な社会問題となっています。児童虐待防止に向けて気軽に相談できる窓口として「女性・子ども相談室」を令和2（2020）年4月に設置しました。引き続き、きめ細かな支援のため、関係機関と更なる連携の強化を図る必要があります。

また、特別な支援が必要な子どもが増えており、ニーズも多様化していることから、関係機関が連携を図り、心身の発達や日常生活に困難を抱えている段階から、早期に身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備する必要があります。加えて、支援が必要な子どもの家族等への支援の充実や、特定教育・保育施設、学童保育での受入を推進する必要があります。

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、育児不安、育児ストレスを抱える母親や、産後うつになる母親などが増えています。関係機関が連携し、子どもの成長に応じた支援を切れ目なく実施していく必要があります。

主要施策の概要

（1）教育・保育サービスの充実

・子育て家庭のニーズに応じた質の高いサービスを提供するため、教育・保育サービス事業者等と連携し、受入体制の確保や保育の質の向上、保育施設の整備に取り組みます。また、広報紙やホームページを活用し保育士の確保に努めるとともに、各種研修への参加を促し、保育士等の人材育成に取り組みます。

（2）子ども・子育て支援の推進

・仕事と子育ての両立を支援するため、延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（学童保育）など、ニーズに応じた事業の充実を図ります。

- ・ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健全な成長を保障するため、多様な家庭環境等の現状を踏まえた総合的な支援を推進します。
- ・近年増加している児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）を防止するため、「子ども家庭総合支援拠点」となる「女性・子ども相談室」を通じて問題の早期発見に努めるとともに、「玉名市要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会」できめ細かな対応を図ります。
- ・地域子育て支援拠点施設を中心に保育所や児童館などが連携し、子育て世帯のニーズに応じた多様な支援を実施するための環境を整備します。
- ・療育事業の推進のため、有明地域療育センターや、関係機関と連携し、総合的な療育指導や助言に努めます。
- ・心身の発達に遅れや障がいがあり、継続的な療育等が必要な子どもや家族、また、個別に配慮が必要な子どもや家族に対応するため、乳幼児期の保育や教育に携わるスタッフと切れ目のない支援体制を構築します。

（３）母子保健の向上

- ・子どもを安心して産み育てることができる環境をつくるため、母子保健推進員が家庭訪問、健康診査、育児相談など切れ目ない相談体制の基、ケースに応じた保健指導や支援により、母子保健の向上を推進します。
- ・妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の充実を図るため、「母子健康包括支援センター」を拠点とし、関係機関と連携して、地域とのつながりの場を提供します。
- ・子どもの健全な成長を保障し、家計の負担軽減を図り、子育てしやすい環境を整えるため、中学生までの医療費無料化を継続して実施します。
- ・産後の母子に対して、心身のケアを目的に、安心して子育てができる支援体制の確保のための産後ケア事業に取り組みます。
- ・子どもを望む夫婦に対して、今後の保険適用への移行も見据えつつ、適用外の不妊治療に係る経済的負担の軽減のため支援を行います。

第3節 主要施策3 地域福祉の充実

現状と課題

障がい者福祉について、「玉名市障がい者計画」、「玉名市障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」に基づき、福祉サービスを提供しています。今後も、障がい者の自立支援や家族の負担軽減のため、多様なニーズに対応するための必要な福祉サービスの量の確保や質の充実に必要があります。

また、障がい福祉サービスの仕組みは、障がいの特性に合わせて、多様であり複雑であるため、障がいの特性に配慮し、きめ細かな情報提供を継続する必要があります。

さらに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、障がいに対する理解を深める必要があります。

高齢者福祉について、後期高齢者の増加とともに、要介護（要支援）認定者が更に増加することが予測されます。介護サービスは、「玉名市高齢者福祉及び介護保険事業計画」に基づき、提供しています。要介護（要支援）認定者が、適正なサービスを十分利用できるよう、介護人材やサービスの提供量の安定確保と、安心して利用できるようにサービスの質の向上に取り組む必要があります。

令和3（2021）年3月に策定した「第8期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の調査では、総合事業候補者が男女とも6割を超え、また、フレイル該当者は市全体で2割程度存在することが分かりました。生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりを推進するため介護予防を推進する必要があります。

また、高齢者自身で生活の質を高め、充実した高齢期を送れるよう、生きがいづくり活動を支援し、高齢者の地域参加、社会参加の促進に取り組む必要があります。

高齢世帯の増加や近隣住民との関係の希薄化などにより孤立する高齢者や、超高齢社会の進展に伴う認知症高齢者の大幅な増加が見込まれます。認知症の人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、支え合える環境を整備し、高齢者見守りの更なる充実に必要があります。

包括支援センターは、高齢者に関する様々な相談を受け、各種の介護・福祉サービスの紹介や調整を行い、医療や福祉など関係機関等と連携して、問題の解決に取り組んでいます。今後も、要介護高齢者や認知症高齢者が増加することなどを踏まえ、医療と介護の連携や認知症への対応がさらに重要になり、介護に取り組む家族に対する相談・支援体制の充実が求められていることから更なる体制強化を図る必要があります。

高齢により通院が困難で、また、運転免許証の自主返納をした場合でも外出できる移動手段の確保が求められています。

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の下、生活困窮者の個々の実情に応じた援助、自立支援を実施しています。生活困窮者の生活基盤は経済的、社会的に非常に不安定であり、関係機関と連携し、生活の安定に向けた生活保護制度の活用や、相談、援助、指導が必要です。また、複雑

な問題を抱えた生活困窮者が多いため、問題解決に向けて、専門職を適切に配置し、計画的にまた継続的に支援する必要があります。

主要施策の概要

(1) 障がい者支援の充実

- ・障がい者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちを目指して、市民や関係団体と協働し、地域で生活するうえでの様々な課題の解決に取り組みます。
- ・障がい者が、障がい福祉サービスを選択し、必要な支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を促進します。
- ・障がい者の日常生活を支援するため、荒尾・玉名地域の2市4町での相談支援事業や手話通訳者の設置、移動支援などを実施します。
- ・障がい者の在宅での生活環境の向上やその家族の負担軽減のため、玉名市住宅改造助成事業及び玉名市居宅生活動作補助用具給付等事業などにより、在宅での自立支援を促進します。
- ・障がい者が適切に福祉サービスが利用できるよう、広報紙やホームページなどによる周知や、市役所窓口で「障がい福祉のしおり」等を配布し、分かりやすい説明に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、情報提供の充実を図ります。
- ・障がい者の権利擁護を推進するため、「玉名市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」などを踏まえ、障がい者に対する市民の理解促進に努めます。

(2) 高齢者支援の充実

- ・介護を必要とする高齢者が、適正な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の周知に努め、また、介護サービス提供事業者等と連携し、サービスの提供量の確保に努めるとともに、質の向上を図ります。また、低所得者への支援に取り組みます。
- ・社会福祉法人等の事業所実地指導、監査等を通して事業運営の適正化と透明性の確保に努めます。また、介護人材の確保については、介護サービスの事業所に対する調査を実施し、実態の把握に努めます。
- ・高齢者一人一人がその人らしく暮らすことができるよう、元気の度合い等に応じ、様々な介護予防活動（自立支援や認知症の予防活動など）の場を提供します。また、持続的に活動を推進していくため、これらを支援する人材の育成を図ります。
- ・生涯現役社会を実現するため、清掃活動、独居老人宅訪問、伝統行事への参加など、地域貢献活動を実施する老人クラブ等の活動を支援するとともに、個々の経験や特技などを生かした就労の機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。
- ・高齢者の安全・安心を確保するため、関係機関や民間事業者と連携を強化し、高齢者の見守りネットワークを構築します。
- ・認知症になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、医療と介護が連携した体制の構築を推進します。また、認知症への理解を促進し、認知症の人やその家族

の支援につなげるため、認知症サポーターやたまな認知症応援団の養成や認知症カフェの設置を促進します。

- ・地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等や高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として「玉名市包括支援センター」の更なる充実を図ります。
- ・高齢者を対象とした移動支援として外出支援サービスや福祉バスの運行を行い、移動手段の確保に努めます。

(3) 地域で支え合う体制の充実

- ・高齢者ができる限り介護を必要とせず安心して生活できるよう、社会福祉協議会や包括支援センターとの連携を強化し、地域における介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。
- ・災害時に避難行動要支援者（災害時要援護者）に応じた避難所に誘導できるよう、平常時から支援が必要な高齢者や障がい者などの実態を把握し、支援に向けて関係団体との連携や調整に努めます。
- ・高齢者等の判断能力が低下している人などへの権利擁護のため、関係機関や地域と連携して成年後見制度の利用促進を図るとともに、総合的な取組を実施します。
- ・児童虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）、高齢者、障がい者などへの虐待など深刻な社会問題を解決するため、関係機関や地域と連携を強化します。
- ・移動に困難を伴う人の外出を支援するため、関係団体と連携しサービスの充実に努めます。
- ・誰もが住みやすいまちづくりを推進するため、すべての施策においてユニバーサルデザインの考え方を基本とし、広報等を通じてユニバーサルデザインの普及に努めます。

(4) 生活困窮者対策の充実

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が生活保護を申請する前の支援として、「玉名市生活困窮者自立支援調整会議」において、個々の実情に応じた支援プランを作成し、計画的に支援します。
- ・「玉名市生活困窮者支援会議」では、生活困窮者自立支援法に基づき、本人の同意を必要とせず個人情報を関係者間で共有することで、より早期に問題の把握、解決に向けて支援します。
- ・多様化・複雑化する問題に対応するため、関係機関と連携し相談体制を強化することで、問題解決に向けた重層的な支援に努めます。
- ・要保護世帯の実情に応じた援助や自立支援を推進するため、関係機関と連携した相談、援助、指導に当たるとともに、被保護者の健康管理支援に努め、医療扶助など生活保護制度の更なる適正運用を図ります。

第4節 主要施策4 医療保険制度の維持

現状と課題

医療提供体制の機能充実、医学の進歩による医療の高度化、画期的新薬の登場などにより、医療費は年々上昇傾向にあります。

今後も、レセプト点検の強化に伴う適正な医療給付や健診の受診率向上による重症化の予防のほか、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、医療保険制度の歳出抑制と、被保険者の健康保持を目的とした事業を展開し、保険者としての責務を果たしていく必要があります。

また、被保険者の所得の低下などによる保険税（料）滞納が、保険財政状況を悪化させる要因の一つとなっていることから、安定した財政運営のため納税（収納）対策を強化する必要があります。

令和7（2025）年に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会がピークを迎えるため、効果的な健康支援を実施することで、医療費を抑制する必要があります。

主要施策の概要

（1）医療費の抑制

- ・適正受診を促進するため、レセプト点検や訪問指導の充実を図ります。
- ・被保険者一人一人の健康寿命を延ばすため、運動実践講座などのより良い生活習慣の保持を促進します。
- ・生活習慣病の重症化を予防するため、特定健診の受診率向上に向けた取組を推進するとともに、保健師や管理栄養士による保健指導の充実に努めます。
- ・医療費削減を図るため、ジェネリック医薬品を選択できるよう周知を行い、更なる使用を促進します。

（2）国民健康保険制度の安定化

- ・国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、県と共同で国民健康保険の運営を担っています。今後、更なる安定運営のため国民健康保険税の納税相談や滞納処分などの取組により、収納率の向上を図り安定した財源の確保に努めます。

（3）後期高齢者医療制度の安定化

- ・保険財源の安定化を図るため、積極的な健診の推進や高齢者の「保健事業と介護予防の一体的な実施事業」による効果的な健康支援を実施します。保険料については、納付相談や滞納処分などの取組により、収納率の向上を図り安定した財源の確保に努めます。

第6章 基本目標6 公平で誇りの持てる 社会づくり

第1節 主要施策1 協働のまちづくりの推進

- (1) 市民協働の推進と地域運営組織の設置
- (2) 市民（コミュニティ）活動の担い手育成
- (3) 市民（コミュニティ）活動の支援

第2節 主要施策2 人権啓発の推進

- (1) 人権教育と人権啓発活動の充実

第3節 主要施策3 男女共同参画社会の推進

- (1) 男女共同参画社会の形成

基本目標6で取り組む内容
を紹介するにゃん



第1節 主要施策1 協働のまちづくりの推進

現状と課題

人口減少や高齢化の進展、生活様式の多様化により地域課題が高度化・複雑化する中、地域活動の担い手の減少が予想され、誰もがいつまでも安心して暮らすことが出来る地域社会をつくるために、「協働のまちづくり」を強力に推進する必要があります。

本市では、平成28(2016)年10月に、市民、市議会及び執行機関の責務及び協働による自治運営の基本的事項を定めた「玉名市自治基本条例」を制定しました。

コミュニティ活動を活性化し、持続可能なものとするため、地域活動の担い手の育成や地域課題解決のための仕組みをつくり、併せて、住民自治組織(地縁的コミュニティ)と様々な市民活動団体(NPOやテーマ型コミュニティ)が共に課題や目標を共有し、協力し合う必要があります。また、市民・地域団体・市民活動団体・企業・団体・行政が協働してまちづくりに取り組むことができる環境や仕組みを創るため、市民活動団体を支援することで、市民参加の推進に向けた機能強化を重点的に行う必要があります。

主要施策の概要

(1) 市民協働の推進と地域運営組織の設置

- ・市民の市政に対する意見や要望を把握するため、「市政にアプローチ」をはじめとする市民の意見を行政に反映しやすい制度の構築、実施に努めます。
- ・市民と市長が相互理解を深めるため、「市民と市長のWeb会議」などの意見交換する場を設け、協働のまちづくりを積極的に推進します。
- ・地域の住民自治組織と市民活動団体が、自らの生活や暮らしを守り、安心安全な地域づくりに向けた取組を持続的に実践する「地域運営組織(仮称)」の設置を目指します。また、それぞれの団体間ネットワークの構築を推進します。
- ・地域と行政がそれぞれの役割と責任の基、地域住民が主体となり、まちづくりに取り組むための対話の場としての「地域協働会議(仮称)」の設置を検討します。

(2) 市民(コミュニティ)活動の担い手育成

- ・地域活動における新たな担い手を確保するため「自分たちの地域は自分たちの手で良くする」という意識を高め、互いが支え合い協力し合う地域づくりを推進します。また、「協働のまちづくり」の意義や活動についての情報を発信し、市民に対して理解と実践意識の醸成を図ることで、地域活動の担い手育成に取り組めます。
- ・市民公益活動に参加する個人、団体、NPO法人等が増えるよう、市民が主体的にまちづくりに参画するための支援制度を創設します。
- ・互いに助け合い、地域の課題に取り組むため、地域コミュニティ活動が円滑に行えるよう、住民にとって最も身近な地域コミュニティである行政区等の運営を支援します。

(3) 市民（コミュニティ）活動の支援

- ・地域活動の支援を総合的に行うため「市民活動支援センター（仮称）」の開設を目指します。
- ・新たな公益活動を実施するNPOやボランティア団体などの市民公益活動を引き続き支援します。
- ・コミュニティ活動への市民参画の機運醸成や、情報技術を活用したコミュニティ活動の参加手法を取り入れ、市民が地域づくりに参加しやすい環境づくりを推進します。
- ・市内4つの公民館（中央・岱明町・横島町・天水町）は、市民の多様な活動を支える学びの提供の場となるような環境の整備に努めます。
- ・市民にとって最も身近な交流の場として利用されている自治公民館の環境整備等を支援します。

第2節 主要施策2 人権啓発の推進

現状と課題

社会情勢の変化や市民の価値観が多様化する中、様々な人権に関する偏見や差別が問題化しています。

人権問題について、市民からの相談に柔軟に対応していくことが求められるため、国や県及び関係機関との連携が不可欠であり、「玉名市人権教育・啓発基本計画」に基づく施策の推進と的確な対応ができる相談体制の充実を図る必要があります。

人権啓発活動について、広報紙やホームページ等で、人権問題に関する啓発記事の充実を図るとともに、チラシ等の配布や、毎年12月4日から10日までの「人権週間」において、市内複数の商業施設等で「街頭啓発」を実施するほか、市役所に横断幕を掲げています。また、小学校では「人権の花」運動に取り組んでいます。

しかしながら、偏見や差別など普遍的な人権問題があり、市民の更なる人権意識の向上を図り、人権問題の解決につなげていく必要があります。

地域福祉の向上や人権啓発のため、住民交流の拠点である伊倉ふれあいセンターにおいて、各種相談や人権問題に対する認識を深めるための活動を実施しています。今後とも、同和問題をはじめ様々な人権問題への理解を深めるため各種事業に取り組んでいく必要があります。

主要施策の概要

(1) 人権教育と人権啓発活動の充実

- ・社会情勢の変化や市民の価値観が多様化する中、様々な人権問題に対する市民からの相談に柔軟に対応するため、国や県及び関係機関と連携し、「玉名市人権教育・啓発基本計画」に基づく施策の推進と的確に対応ができる相談体制の充実に努めます。
- ・市民一人一人が、様々な人権課題を身近なことから捉え、正しい理解と知識により行動できるよう啓発し、人権問題の解決とハラスメントの防止に努めます。
- ・市民の人権に対する理解が一層深まるよう、広報紙やホームページ等で広く啓発します。また、人権擁護委員等の関係機関と連携し、地域、学校、家庭、職場などにおいて広く人権啓発に努めるとともに、人権週間には街頭啓発活動を実施するほか、市の各図書館では特設コーナーを設置するなど啓発活動の充実に努めます。
- ・伊倉ふれあいセンターは、地域福祉の向上や人権啓発の推進を担う住民交流の拠点となっているため、継続的に人権問題に対する認識を深めるための各種事業の充実に努めます。

第3節 主要施策3 男女共同参画社会の推進

現状と課題

男女共同参画社会の形成は、国の最重要課題の一つとして位置付けられており、本市でも「玉名市男女共同参画計画」を策定し、事業を展開しています。

すべての人が個性と能力を発揮でき、個人の意思が尊重され意思決定への参画が図られるよう、ジェンダー平等に向けた取組を推進し、あらゆる人々が活躍できる社会が求められています。未だに性別による役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在し、その解消に向け、多様化・複雑化する社会情勢に合わせた啓発活動を継続していく必要があります。

また、人口減少社会、少子化の進展を踏まえ、だれもが働きながら、私生活も充実させられるように、職場環境や社会環境を整える「ワーク・ライフ・バランス」の推進も重要であり、すべての市民や事業者などの理解が深まるような取組を推進していく必要があります。

女性の活躍推進の取組が喫緊の課題となっており、政策やあらゆる意思決定過程への女性の参画促進のため、「玉名市女性人材リスト」の活用や、委員選定の際の「公募制」の導入により、審議会等への女性委員の登用率を向上する必要があります。そのほか、「女性活躍推進法(略)」の施行に伴い、「玉名市女性職員活躍推進特定事業主行動計画」を策定し公表しています。

主要施策の概要

(1) 男女共同参画社会の形成

- ・男女共同参画への理解を深めるための、情報発信・啓発活動は重要な役割を担っているため、講演会、講座、広報紙、ホームページや SNS を活用した啓発活動を実施します。また、講座、研修、交流活動など、男女共同参画社会形成については、専門性の高い学習の機会を提供します。
- ・女性の活躍を図るため、女性のエンパワーメントの支援を充実させるとともに、すべての人が個性と能力を十分に発揮できるよう、また、仕事と生活の調和が図れるようワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。
- ・より豊かで活力ある社会を目指し、政策やあらゆる意思決定の場における女性参画の加速化のため、各種審議会等への女性委員の登用を推進します。
- ・市民、事業所等のアンケート調査の結果や、国、県の動向及び社会情勢の変化、本市の状況を踏まえ、「男女が^{ひと}ともに尊重しあい、自分らしく生きられる社会の実現」を目標とした「第4次玉名市男女共同参画計画」を令和5(2023)年3月に策定します。
- ・男女共同参画社会形成推進のための活動は、市役所全体の取組であるため、市民に広く効果をもたらすことができるよう、情報発信や啓発活動は部局横断的に幅広く連携して実施します。また、女性問題に起因する諸問題の相談対応についても、関係機関等と連携を強化し、相談体制の充実を図り、根本的な解決に向けた取組を実施します。

第7章 基本目標7 健全な行政運営

第1節 主要施策1 情報公開の推進

- (1) 行政情報発信の充実
- (2) 情報公開・個人情報保護制度の適切な運用

第2節 主要施策2 情報資産の適正管理

- (1) 不正アクセス・情報資産漏えいの防止
- (2) 情報システム・通信ネットワークの整備

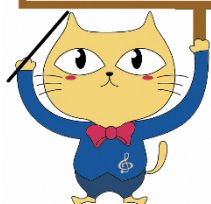
第3節 主要施策3 行財政運営の効率化

- (1) 公共施設等の効率的な管理運営
- (2) 持続可能な財政運営
- (3) 効率的な行政経営の推進
- (4) 窓口サービスの向上
- (5) 職員の計画的人事配置と育成

第4節 主要施策4 広域連携の推進

- (1) 近隣自治体との連携

基本目標7で取り組む内容を
紹介するにゃん



第1節 主要施策1 情報公開の推進

現状と課題

市からのお知らせ等をすべての市民に情報提供するため、月1回、広報紙を発行しています。情報を的確に伝達するため、分かりやすく、質の高い広報紙とする必要があります。

また、イベント等魅力ある情報を市内外にアピールし、集客を図るため、ホームページやSNS（フェイスブックやラインなど）を使って情報発信しています。魅力ある情報の発信は、更なる集客につながるため、分かりやすく読みやすい、質の高い記事となるよう工夫する必要があります。さらに、スマートフォン等のモバイル端末での閲覧が増えていることから、タイムリーな情報提供に努める必要があります。

市民の市政への参加意識を高め、議会をより身近なものと思えるよう、「市議会だよりたまたま箱」の発行や、議会の様子を本庁舎と支所ロビーのテレビ、インターネットなどより情報発信しており、気軽に傍聴できる環境の整備や充実した情報発信に努める必要があります。

情報公開請求は、「情報公開条例」に基づき、適切に対応しています。また、個人情報、「個人情報保護条例」に基づき、適切に取り扱っています。今後は、市民が求める情報をより適切に提供できるように、また、個人情報の保護を更に推進するため、運用マニュアルの作成、職員研修の実施などにより、職員の資質を向上させ、統一的な制度運用を図っていく必要があります。

主要施策の概要

（1）行政情報発信の充実

- ・多くの市民に読んでもらいたい、そして、多くの市民が読みたくなる広報紙をつくるため、行政情報だけでなく、特集の記事の展開や身近な地域の話も掲載するなど、内容の充実に努めます。また、住民との相互コミュニケーションチャンネルとしての役割を果たす広報紙を目指します。
- ・情報量を増やすなど、市の情報発信力を強化するため、市内外からの閲覧者に対して、分かりやすく、利便性の高い、魅力あるホームページづくりを行うとともに、最新の技術革新の動向を注視しながら、更なる情報発信の強化に努めます。
- ・スマートフォンの普及により、ホームページの閲覧機会は変化しており、タイムリーな情報を掲載する必要性が高まっているため、作成する職員の意識と技術の向上に努めます。

(2) 情報公開・個人情報保護制度の適切な運用

- ・市民の市政への参加意識を高め、議会をより身近なものに捉えてもらうため、広く市民のニーズに応えるよう情報発信に努めます。
- ・市民の「知る権利」を尊重した市政運営を行い、「市民の市政への参画」と「開かれた市政への実現」を積極的に進めていくため、市民からの情報公開請求について、玉名市情報公開条例に基づき、適切に対応します。また、情報公開請求に限らず情報提供できる行政資料については、閲覧できる環境の整備に努めます。
- ・個人情報保護を更に推進するため、運用マニュアルの作成や職員研修などを実施し、適切な取扱いを徹底します。

第2節 主要施策2 情報資産の適正管理

現状と課題

情報通信基盤産業の技術革新が進む一方で、悪意のあるウイルスを利用した不正アクセスや、情報資産の漏えいなどが社会的にも問題となっており、厳重なセキュリティ対策を講じる必要があります。本市においては、国が示すガイドラインに基づき、情報通信ネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の3つに分離したうえで、二要素認証や情報の持ち出しできない設定により情報流出を防ぐ仕組みを構築し、運用しています。

毎年開催する玉名市情報セキュリティ委員会では、職員等研修方針、情報セキュリティ監査の実施など本市の情報資産の取扱いやセキュリティ対策について検証し、PDCA サイクルによる強固な対策に努めています。情報資産の漏えいを防止するため、引き続き、セキュリティ対策等の意識啓発や情報モラルを育成する必要があります。

本市の情報通信ネットワークは、自設の光ファイバ網を主な公共施設と接続し、各種情報システムを稼働させ、多様化・複雑化する市民ニーズに対応した行政サービスの提供や、情報の共有化などを実施しています。光ファイバ網の安定運用を図るとともに、サーバ機器等の保守期限の到来を見据え、機器の更新コストや維持管理コストなどを考慮し、適切に見直す必要があります。また、アプリケーションソフトの充実を図るとともに、適切な運用によって業務の効率化を図る必要があります。

情報資産の漏えいを防止するため、引き続き、セキュリティ対策の徹底に努め、個人情報に適正に管理する必要があります。

主要施策の概要

(1) 不正アクセス・情報資産漏えいの防止

- ・自治体情報セキュリティクラウドに参加することで強固なセキュリティ対策や、外部記憶装置の徹底した管理による不正アクセスや情報資産の漏えいなどの防止を図ります。
- ・情報資産の漏えい等の脅威を未然に防止するため、職員や関係者に対し情報セキュリティポリシーの周知、徹底を図ります。

(2) 情報システム・通信ネットワークの整備

- ・市民サービスの充実や業務の効率化を図るため、必要に応じ、情報システムのアプリケーションソフトの導入、改修などを行い、安定的に情報システムが稼働するように運用します。
- ・安定した行政サービスの提供と、効率的な業務環境を実現するため、情報セキュリティに留意した市の情報通信ネットワークの環境整備を図ります。

第3節 主要施策3 行財政運営の効率化

現状と課題

地方分権に伴い、地方自治体が、自ら考えや責任を持って取り組むことが重要となっています。一方で、景気の低迷や人口減少は、地方税の伸び悩みや地方交付税の縮減に影響を及ぼし、地方財政は非常に厳しい状況にあります。

現在、保有するハコモノ施設の質と量を最適なものにするため、「玉名市公共施設マネジメント白書」、「玉名市公共施設適正配置計画」などを策定し、適正な配置や整備を推進しています。また、「玉名市公共施設等総合管理計画」においても、アクションプランとなる「玉名市公共施設長期整備計画」に基づき、効率的、合理的なマネジメントを追究しています。財政面からも、老朽化するハコモノ施設の更新や維持は厳しさを増すため、社会構造の変化がもたらす需要と供給の不均衡を解消するためのマネジメントに取り組む必要があります。

少子高齢社会による社会保障関係経費や合併特例債の償還による公債費が高い水準で推移する中、普通交付税の特例措置や財政的に有利な合併特例債の発行が令和2（2020）年度で終了し、更には、新型コロナウイルス感染拡大の影響による税収の大幅な減少も見込まれ、今後は財源不足が避けられない状況にあります。このため、自主財源の一層の確保や受益者負担の適正化を図り、本市の財政状況を的確に捉え、行財政改革を強力に推進するとともに、行政評価の結果を予算編成に反映する必要があります。また、中長期にわたって持続可能な財政運営を行うとともに、基金を計画的に運用し、健全な財政運営を維持する必要があります。

また、本市への寄附金制度である「ふるさと納税」を推進することで、自主財源の確保と併せ、市内物産品の認知度向上や市全体のファンづくりを進める必要があります。さらに企業版ふるさと納税や関係人口の拡大を行うことで、市内の活性化に繋がることを期待できます。

行財政改革を不断の取組としたうえで、平成23（2011）年度に導入した行政評価制度は、行政内部だけではなく、第三者の客観的視点を取り入れた外部評価を加えるなど、行財政改革の主軸として取り組んでいます。少子高齢化や人口減少等による社会構造の変化が進展し、財政的、人的な経営資源の制約が強まる中、多様化・複雑化する住民ニーズに適応した質の高い行政サービスの提供が求められており、成果を重視した高いコスト意識の下、効率的な行財政運営や質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の対応において、様々な課題が明らかとなったことから、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、地域社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が求められています。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

国が作成した「自治体 DX 推進計画」の重点取組事項には、①自治体の情報システムの標準化、②マイナンバーカードの普及促進、③自治体の行政手続きのオンライン化、④自治体の AI・RPA の利用推進、⑤テレワークの推進、⑥セキュリティ対策の徹底の 6 項目が掲げられており、自治体の実情に応じて検討する必要があります。

時代の変化や生活様式の多様化により、市税・公金の収納は、窓口開設時間帯に納付が出来ずに遅延や滞納になってしまうケースも少なからず発生しており、時間・場所を問わず納付できる環境を整備する必要があります。全国の市町村の約 8 割がコンビニ納付に対応しているほか、キャッシュレス決済に対応する市町村もあり、今後、時代に即した窓口サービス改革を推進するとともに、市民の利便性向上を図ることで、納付意識を高め、税・公金が支払いやすい環境を整備することが求められています。

また、職員の育成は、「玉名市人材育成基本方針」に基づき、人材育成に関する様々な施策を体系的に整備し、計画的かつ戦略的に実施しています。今後も、「あるべき組織像」、「あるべき職員像」の達成に向けて職員の人材育成が必要です。一方で、定年延長、権限移譲、社会情勢などの変化に柔軟に対応していくため、職員数の確保については「玉名市職員定員管理基本方針」を基本として、柔軟に対応する必要があります。

主要施策の概要

(1) 公共施設等の効率的な管理運営

- ・ 財政運営の安定化、健全化を図り、施設の安全性、利便性を向上させるため、「玉名市公共施設等総合管理計画」に基づき、社会情勢や市民ニーズ等の変化も踏まえながら、総保有量の圧縮や効率的な維持管理に努め、一定規模の改修や、事後保全から予防保全への転換など効果的な長寿命化対策を講じながら、更新費用等の平準化を図ります。
- ・ 旧庁舎跡地は、新たな賑わいの創出と中心市街地の活性化を図るため、市民の意見等を踏まえ、民間の資金やノウハウを生かした官民連携事業により、その活用を図ります。
- ・ 公共施設の有効利用を図るため、空きスペースは、他機能への転用等、効率的で効果的な利用を推進します。
- ・ 公共施設等の管理費用の削減と自主財源の確保を図るため、毎年度作成する「未利用市有財産利活用計画」に基づき、売却可能なものは一般競争入札による売払等を実施します。

(2) 持続可能な財政運営

- ・ 移住・定住促進や企業誘致などにより、市税などが増収し収納率向上につなげ、自主財源の確保に努めるとともに、次世代につなぐ安定した行財政基盤を確立します。また、公共施設を利用する際の料金について受益者負担の適正化を図ります。
- ・ 予算をバランスよく、かつ効果的に配分するため、行政評価の結果と予算編成を連動させることにより、予算の適正な執行と事務事業の見直しを継続して実施します。

- ・健全な財政運営を維持していくため、中期財政見通しを毎年度見直し、中長期的な展望に立った施策の推進に取り組むとともに、基金を計画的に運用します。
- ・ふるさと納税をはじめ、市への寄附拡大に向けて、市内事業者などの協力を得ながら、魅力ある地場産品の掘り起しや磨き上げを行います。また、市の取組に対し市内外から応援してもらうクラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用し、地域活性化と関係人口の拡大を図ります。

（３）効率的な行政経営の推進

- ・質の高い行政サービスの効率的、効果的な提供や、行財政運営の更なる健全化、効率化を図るため、「玉名市行政改革大綱」に基づく、事務事業の簡素化や、行政評価制度による選択と集中による公共サービスの最適化、また、BPR[※]による業務の平準化のほか、民間活力の積極的な活用、公的ストックの有効活用などに取り組みます。
- ・行政事務を効率化、合理化し、住民サービスの向上と財政の健全化を図るため、定型業務については民間委託等の推進や AI・RPA の導入を検討し、公共施設においては指定管理者制度等の活用、建設や維持管理、運営などへの PPP（PFI）手法の導入を推進します。
- ・公共建築工事における品質確保や施設の長寿命化に向けて、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用や適切な耐久性の確保に努めることにより、公共施設の建設及び維持管理に要する費用の縮減に努めます。
- ・従来の価格のみでの入札方式のほか、技術提案による施工計画や施工実績、周辺地域への影響低減など、技術的な工夫が必要な場合は、価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価方式を活用します。
- ・庁舎内の情報通信環境は、通信技術の発達、庁舎利用形態の変更等に合わせて、随時情報セキュリティに留意した情報通信形態を検討し整備します。
- ・令和 3（2021）年 5 月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が制定され、令和 7（2025）年度末までに国が定めた標準仕様書に準拠したシステムに移行することが自治体の責務となりました。また、国が整備するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して当該システムを利用するよう努めるものとされています。このような情報システムの標準化・共通化への対応を検討し、計画的な移行を行います。
- ・住民の利便性向上及び業務効率化を図るため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が必要となる事項については、体制、内容、費用対効果等を検討し取り組みます。

(4) 窓口サービスの向上

- ・窓口番号案内発券機や番号案内表示機の設置により、市民にとって分かりやすい窓口運営に努めます。また、フロアマネージャーによる声かけや申請書等の記入補助など、きめ細かなサービスを行うことで、市民が安心して利用できる窓口を目指すとともに、来庁者のニーズに沿った窓口業務の改善に取り組みます。
- ・お知らせモニターでは、社会保障・税番号制度等の新たな取組情報を適宜発信し、市民の理解促進を図ります。
- ・総合案内は、来庁者を笑顔で迎えるため、接客力の向上と行政情報の収集に努め、適切に対応します。
- ・窓口混雑を緩和し効率的で効果的な行政サービスを提供するため、各種証明書のコンビニ交付サービスの利用促進と併せ、マイナンバーカードの普及を推進します。
- ・地域住民の行政窓口である支所では、要望や相談に適切に対応するとともに、関係部署や関係機関との連絡調整の体制を維持します。
- ・外国人が求めるサービスについてスムーズに提供できるよう、チラシの作成など、伝達手段を検討します。
- ・市税・公金の収納は、コンビニ納付等の納付場所の拡大やキャッシュレス決済の導入を検討し、納付者の利便性向上を図ります。
- ・多様化する決済手段に対応するため、行政窓口や公共施設における手数料及び使用料の支払いについて、キャッシュレス決済の導入を検討し、窓口サービスの向上を図ります。

(5) 職員の計画的な人事配置と育成

- ・職員の入庁年数や階層に応じた能力開発を進めるため、採用後の一定期間は幅広い分野に配属させます。
- ・市の重要施策を実施するための必要な能力開発を進めるため、県との人事交流等、市の重要施策に応じた人事配置や人材育成を実施します。
- ・時代の変化に対応した「あるべき組織像」、「あるべき職員像」の達成に向け、「人材育成基本方針」に基づき、引き続き、職員の能力開発を積極的に推進します。
- ・職員の意欲向上や能力の向上、組織力の向上を図るため、人事評価の結果を基に適材適所の人事配置や処遇に反映させます。
- ・住民ニーズ、政策課題、職員構成などの変化に柔軟に対応するため、「自己啓発」、「職場内研修」、「職場外研修」の3つの能力開発の取組を効果的に実施します。
- ・職員の定員管理は、「玉名市職員定員管理基本方針」を基本として、社会情勢などの変化に応じて柔軟に対応します。

第4節 主要施策4 広域連携の推進

現状と課題

本市及び荒尾市、玉東町、南関町、長洲町、和水町の2市4町で設立した有明広域行政事務組合で、消防やごみ処理などの事業を実施しています。厳しい行財政運営が求められる中、共同事務処理による効率化、合理化、新たな広域行政の展開を推進していく必要があります。

また、経済、教育、文化、スポーツ、住民生活など、多くの分野で自治体の枠を超えた交流が続いている本市と玉東町、南関町、和水町で形成する玉名圏域定住自立圏は、人口減少社会が急速に進展する中、圏域への人口流入を目指して、その地域的特色を生かしながら、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

主要施策の概要

(1) 近隣自治体との連携

- ・共同事務処理による効率化、合理化、新たな広域行政の展開を図るため、消防、衛生、福祉、結婚活動など幅広い分野で連携、協力をしている有明広域行政事務組合による取組を推進します。
- ・本市と玉東町、南関町、和水町で形成する玉名圏域定住自立圏の中心的な役割を担うとともに、圏域自治体と連携、協力し、生活機能の強化や結びつき、ネットワークの強化、圏域マネジメントの強化など、本圏域の一体的な発展を目指した取組を推進します。